

古賀市人権施策基本指針に基づく実施計画

(案)

2019年度（令和元年度）

古賀市

はじめに

市民一人ひとりの人権が真に尊重され、市民が共に生き、共に支え合う「いのち輝くまちづくり」の実現は、全市民共通の願いであり、古賀市がめざす目標でもあります。

この目標達成に向け、本市においては、1995年（平成7年）に「すべての市民の人権が等しく保障されるために必要な教育・啓発等の活動の充実強化に一層の努力を行うことを確認し、人権擁護古賀町（市）とする」とした『「人権擁護古賀町（当時）」宣言に関する決議』が議会の全会一致で可決されました。

また、2001年（平成13年）に「人権教育のための国連10年古賀市行動計画」を策定し、計画に掲げた諸課題の解決に向けて教育・啓発活動の取組を進めてきました。

そして、2007年（平成19年）には、新たな人権施策の構築に取り組み、行政全部局の連携の下、人権施策の見直しを図り、市民と行政が一体となって施策を展開していく必要があると記した「古賀市人権施策基本指針」（以下、「基本指針」という。）を策定しました。

本市においては、同年度から「基本指針」に基づき、人権尊重社会の形成に向けて、あらゆる機会、あらゆる場を通して人権施策を総合的に推進してきました。

しかし一方では、今日に至ってもなお、部落差別をはじめとした、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的マイノリティ等への人権侵害事象は後を絶たず、差別の規制・救済に係る法整備が求められているとともに、それらの人権課題の解決は、国民一人ひとりの課題でもあります。特に近年の情報化・国際化の進展などによる社会情勢の変化に伴い、インターネットなど、さまざまな情報メディアにおける差別情報の氾濫や個人情報の流出などといった新たな課題も発生しているとともに、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用する未成年者が、犯罪に巻き込まれる事件なども急激に増加してきています。さらには、2011年（平成23年）の東日本大震災をはじめ、全国各地で起こっている自然災害により、多くの人命が奪われるとともに、家族や住む家を失った被災者の中には、今なお元どおりの生活ができず苦しんでいる人も決して少なくありません。

このような中、平成28年には「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」という、いわゆる人権三法が施行されたことで、この法律に基づき、必要な施策を具体化しつつ、それぞれの人権課題解決に向けて取組を進めていかなければなりません。

本市においては、これまでもさまざまな人権課題の解決に向け、一步一步着実に施策に取り組んでまいりましたが、さらに効果を高めるため、古賀市人権施策基本指針に基づく実施計画を毎年度策定しています。

この実施計画に基づいた施策を確実に実行し、市民一人ひとりの人権が守られる社会の実現をめざします。

古賀市人権施策基本指針に基づく実施計画

— 目 次 —

1	実施計画策定の背景	1
2	平成30年度の実施計画の評価について	2
3	令和元年度の実施計画について	3
4	古賀市人権施策体系表	4
5	令和元年度の実施計画の方向性	9
6	令和元年度の実施事業一覧	10
7	実施計画シート	12
8	政策体系図	77

1. 実施計画策定の背景

第2次世界大戦後の1948（昭和23）年国際連合は、世界の諸国が尊重すべき「人権」の内容を明確にした『世界人権宣言』を採択し、採択された日である12月10日を「人権デー」と定めたことで、以降、世界各地でさまざまな人権活動を推進するための諸行事が取り組まれてきました。

また、2015（平成27）年9月、国連総会は、2030（令和12）年までに国際社会が丸となって達成すべき目標を採択しました。「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」と題する文書の前文には、「誰一人取り残さない」という言葉が謳われています。人権の保障が以前にも増して重要な国際課題となっている現在、SDGs（エスディーゼーズ：持続可能な開発目標）によって「すべての人々の人権を実現」という目標が示されたことは、きわめて画期的なことです。このような世界的な人権尊重の機運をさらに高めていくためには、ここで示された目標を達成するための具体的施策を実行することであり、私たち一人ひとりの理解と行動にかかっているとと言えます。

日本国内においては、わが国固有の人権問題である同和問題を解決するため、1965（昭和40）年の同和对策審議会答申をふまえ、1969（昭和44）年に制定された同和对策事業特別措置法の施行により、同和地区の環境改善をはじめ、教育、就労などの格差解消に向けた施策が集中的に取り組まれました。その結果、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備はおおむね完了するなど、着実に成果をあげ、さまざまな面で存在していた格差は大きく改善されるとともに、残された課題の解決を図るため、法律の名称を変えつつ進められた同和问题解決のための特別措置は、2度にわたり延長されてきた「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効によって終了し、一般対策の中で取り組まれることとなりました。その後は、人権教育・啓発の重要性があらためて認識されるとともに、人権侵害救済のあり方などについて議論がなされるようになりました。

また、高度情報化社会の進展に伴う新たな人権侵害事象として、インターネットの匿名性を悪用した差別書き込みや誹謗中傷、個人情報の暴露等が氾濫するなど、新たな社会問題も発生してきました。このような状況の変化等を背景として、2016（平成28）年4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、12月には「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が、立て続けに施行され、個別の人権課題解消に向けた法整備が飛躍的に進みました。特に、部落差別解消推進法は、法律名に部落差別という言葉が入った初の恒久法であり、今日においてもなお部落差別が存在していることを認めるとともに、部落差別は許されないものであることを明確にしました。これにより、相談体制の充実や教育・啓発の推進、部落差別の実態に係る調査の実施など、国及び地方公共団体の責務を明らかにしたうえで、それぞれが連携して具体的な施策を講ずるよう明記されました。

さらに近年、性的マイノリティに関して、パートナーシップ宣誓制度等の支援方針が策

定されるなど、多様性を認め合う社会の実現に、少しずつ近づいていると言えます。

しかし、法務省人権擁護機関による2018（平成30）年における「人権侵犯事件」の取組状況によると、新規に救済手続き開始を行った件数が19,063件で、対前年度比で2.4%減少しているものの、インターネット上の人権侵犯情報に関する事件数は、1,910件と、前年に次いで過去2番目に多い件数を記録しています。学校におけるいじめに関する事件数も、8年ぶりに3,000件を割りましたが、それでも2,955件のいじめ事案が発生しており、決して楽観視できるものではありません。

2016（平成28）年2月、大手通販サイトを通じて「部落地名総鑑の原点」というサブタイトルをつけ予約受付を開始した『全国部落調査』復刻版の出版に関する差別事件については、その出版差し止めとインターネットからの掲載削除、および損害賠償を求める裁判が続けられています。また、この出版社のブログでは、新たに「部落探訪」と題して全国の被差別部落を回り、住宅や個人宅の表札、車のナンバー、商店、墓碑などを写真や動画で撮影し、住所とともにネットで公開するという、決して許されない行為を続けています。

古賀市においても、いまだにインターネット上の掲示板では、被差別部落を誹謗中傷するような書き込みが後を絶ちません。また、“寝た子を起こすな”的な意見が、匿名による市民から市役所に寄せられるなど、あらためて人権教育・啓発の重要性を再認識させられる事象も確認されています。

このような人権に関する現状及び実態を十分認識し、引き続き全庁的に人権施策を推進していくため、本実施計画を策定しました。

2. 2018（平成30）年度の実施計画の評価について

2018（平成30）年度においては、前年度に引き続き個別の人権問題を、同和問題をはじめ女性の人権問題、子どもの人権問題など、10項目に分類したうえで、それぞれの人権課題を解決していくことを念頭において、全庁的に事業展開を図りました。

その中で、同和問題解決に向けた事業として計画していた、7月の同和問題啓発強調月間に合わせた市民の集いが、九州地方を襲った豪雨に伴い、避難所を開設していた時期と重なったため、やむなく中止といたしました。1981（昭和56）年の第1回目から途切れることなく続いてきたこの集いの中止によって、市民への同和問題に関する理解を深めていただくひとつの機会を提供できなかったことは、次年度の課題として受け止めています。

女性の人権を守る取組としては、女性の職業生活における活躍を推進するため、2018（平成30）年度、新たに「再就職応援セミナー」を開催し、就業という側面から環境整備に取り組みました。また、人権擁護委員や中学校と連携し、市内すべての中学3年生を対象に「デートDV防止教室」を実施し、10代から女性の人権を考える機会を提供することができました。

子どもの人権を守る取組として、教育部局による就学援助の取組では、支給単価や支給

時期を見直したことで、さらなる保護者負担の軽減を図ることができました。市長部局においては、さまざまな課題を抱える子育て世帯の相談対応を迅速かつ適切に行えるよう、2018（平成30）年度に「児童家庭相談システム」を導入したことで、相談者の経過記録を詳細に管理できるようになり、正確な情報共有と的確な支援につなげることができました。

高齢者の人権を守る取組としては、市内の小中学校での「認知症サポーター養成講座」を継続し、延べサポーター数は8,529人まで拡大することができました。また、高齢者の虐待、権利擁護、介護（予防）などに関する総合相談窓口機能を有した「地域包括支援センター」の周知活動を強化したことで、市民の認知度の高まりと併せて相談件数も増加し、高齢者やその家族が抱えるさまざまな悩み等の解決につなげることができました。

障がい者の人権を守る取組としては、障がい者雇用の促進を図るため、引き続き職場体験の機会を提供したことで、事業所への就労につなげることができました。また、バリアフリー歩道整備事業として、約200mの整備を行いました。

このほかにも、外国人の人権を守ることにつながる事業やLGBTの理解を促進するための事業などにも取り組みました。

その結果、それぞれの施策による成果もあがってきていますが、市民に対する効果的な事業周知策等については、さらなる工夫や改善が必要であるという課題もあります。

これらの成果や課題等を十分踏まえたうえで、2019（令和元）年度の施策に取り組んでいきます。

3. 2019（令和元）年度の実施計画について

2019（令和元）年度の実施計画を策定するにあたり、昨年度の計画に掲載した事業も含め、あらためて市が行う全事業を対象に見直しを行いました。見直しに際しては、一般的な事務事業や施設の管理を主たる業務とする事業をはじめ、生活保護制度のような国からの法定受託事務等については、いずれの自治体でも同じ内容（要件、基準、給付額等）で取り組んでいることから、原則的に実施計画には掲載しないこととしました。また、これまで掲載していなかった事業についても再確認を行い、古賀市独自の施策等については、新たに計画の中に加えていく必要がないかなど検討しました。

その結果、昨年度の実施計画は、53の基本事業で構成していましたが、2019（令和元）年度では3つ増えて、56の基本事業による実施計画（案）を取りまとめました。

新規事業として、教育委員会部局では、来日外国人の増加に伴い、市内小中学校に日本語指導が必要な児童が登校している場合に、日本語指導講師を派遣する「小・中学校運営管理事務」や経済的な理由で就学が困難な児童を対象に、学用品費や給食費等を支給する「小・中学校就学支援事業」などを加えました。

市長部局では、子育て中の保護者の育児不安や孤立感を解消することで、児童が健やかに成長できるよう、IPPO（イッポ）プログラムを導入した「育児力向上事業」や自殺対策基本法に基づき、2018（平成30）年度に策定した「古賀市いのち支える自殺対策計画」

を具体化していく「心の健康づくり啓発事業」などを加えました。

これにより、前述の事業も含め、新規事業が10、継続事業が46という構成の実施計画（案）となりました。

2019（令和元）年度に実施する各事業の詳細については、12ページ以降の「実施計画シート」に記載された「成果・評価・課題」を十分ふまえて実施します。

4. 古賀市人権施策体系表

古賀市人権施策基本指針では、個別の人権問題として、同和問題をはじめ女性の人権問題、子どもの人権問題など、10項目に分類しています。

これらの人権問題は、それぞれの人権問題に固有の課題があると同時に、深層で強く結びついています。そのため、人権施策を実施するにあたっては、それぞれ個々の課題解決のみならず、一つの課題が他の課題と複雑に絡み合っているという認識のもとで、総合的かつ全庁的に取り組む必要があります。

こうしたことから、「古賀市人権施策体系表」を定め、体系的かつ計画的に人権施策を推進していきます。

古賀市人権施策体系表

1. 同和問題	主な根拠法令等	最近の社会事象等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例 (H. 7) ○ 古賀市「同和」問題等の早期解決に関する条例 (H. 9) ○ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 (H. 12) ○ 部落差別の解消の推進に関する法律 (H. 28) ○ 福岡県部落差別の解消の推進に関する条例 (H31. 3) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市役所への同和地区照会差別事件 ○ インターネットのサイトにおいて、差別を扇動するような書き込み ○ 部落地名総鑑の復刻版販売差し止め ○ 同和関係団体を名乗り不当な要求をする。=「えせ同和行為」 ○ 部落差別解消推進法を踏まえた自治体での条例化の動き
施策の目的・方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権教育・啓発の大きな柱として同和教育・啓発を位置付け取組を進める。 ○ すべての行政職員が同和問題の解決は行政の責務であることを再認識し、主体性を持って市民への説明責任を果たしながら施策を推進する。(古賀市職員同和問題研修テキスト作成 H30. 9) ○ 同和教育が抽象的な人権一般教育に終始することにならないよう、その取組について点検・評価を行う。 ○ インターネット上の書き込みについては、法務局・県・関係団体と情報を共有するとともに、悪質なものに対しては削除依頼等行う。 ○ 福岡県及び県内外の自治体の条例を参考とし、本市における部落差別解消推進法の具体化について検討する。 		
2. 女性の人権問題	主な根拠法令等	最近の社会事象等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女雇用機会均等法 (S. 61) ○ 男女共同参画社会基本法 (H. 11) ○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (H. 13) ○ 福岡県男女共同参画推進条例 (H. 13) ○ 古賀市男女平等をめざす基本条例 (H. 16) ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (H. 28) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ モラルハラスメント ○ パワーハラスメント ○ セクシャルハラスメント ○ マタニティーハラスメント ○ パートナー等からの暴力 ○ 性犯罪 ○ ストーカー行為
施策の目的・方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画 (H29. 3) に沿った事業を推進する。 ○ 女性の人権を踏みにじるセクハラ、DV、ストーカー行為等の防止のため、職場や地域における啓発の取組強化に努める。 ○ 相談機能の充実を図り、被害者の保護に万全を期すため関係機関との連携を密にするよう努める。 ○ 教育や就労の場において、男女共同参画の理念が根付くよう教育・啓発に努める。 		
3. 子どもの人権問題	主な根拠法令等	最近の社会事象等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童福祉法 (S. 22) ○ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 (H. 11) ○ 児童虐待の防止等に関する法律 (H. 12) ○ 青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律。(H. 20) ○ いじめ防止対策推進法 (H. 25) ○ 子どもの貧困対策の推進に関する法律 (H. 25) ○ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 (H. 28) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童買春、児童ポルノ等の氾濫 ○ 学校におけるいじめ ○ 家庭内における暴力 ○ 児童虐待 ○ 子どもの貧困問題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 古賀市子ども・子育て支援条例 (H31. 3) 		

古賀市人権施策体系表

子どもの人権問題	施策の目的・方向性	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 古賀市子ども・子育て支援条例及び古賀市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どものすこやかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備する。 ○ 『古賀町（市）「同和」保育基本方針』の精神を踏襲し、「人権を大切に作る心を育てる」保育をさらに推進する。 ○ いじめの撲滅に向けた諸施策の展開を図る。 ○ 「児童虐待の防止等に関する法律」の意義を人権教育・啓発の場などを通して広める。 ○ 子どもの貧困対策推進法に基づく「古賀市子どもの未来応援プラン」の具体化に取り組む。 	
4. 高齢者の人権問題	主な根拠法令等	最近の社会事象等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 老人福祉法 (S. 38) ○ 高齢者等の雇用の安定等に関する法律 (S. 46) ○ 高齢社会対策基本法 (H. 7) ○ 介護保険法 (H. 12) ○ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (H. 18) ○ 成年後見制度の利用の促進に関する法律 (H. 28) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者への虐待 ○ 認知症高齢者の増加 ○ 孤独死の増加 ○ 振り込め詐欺被害の増加 ○ 高齢運転者の交通事故の多発
	施策の目的・方向性	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「古賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき施策の推進を図る。 ○ 高齢者への虐待の早期発見と防止を趣旨とする啓発の取組を推進する。 ○ 認知症高齢者の早期発見と予防を趣旨とする啓発の取組を推進する。 ○ 高齢者の人権侵害の問題を解決するため、社会全体で支援していくシステムの構築を図る。 ○ 民生委員、福祉委員などとの連携を強化し、高齢者の状況把握に努める。 		
5. 障がい者の人権問題	主な根拠法令等	最近の社会事象等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体障害者福祉法 (S. 24) ○ 知的障害者福祉法 (S. 35) ○ 障害者基本法 (H. 5) ○ 発達障害者支援法 (H. 17) ○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律 (H. 24) ○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (H. 28) ○ 古賀市障害者施策推進協議会設置条例 (H. 11) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設等における障がい者への虐待 ○ 障がい者への差別発言 ○ 障がい者への暴言や嫌がらせ（ハラスメント） ○ 合理的配慮の不提供
	施策の目的・方向性	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「古賀市障害者基本計画」に基づき施策の推進を図る。 ○ 障がい者への差別や偏見の解消に向けて、より実効性のある教育・啓発に努める。 ○ 公共施設等の整備にあたっては、バリアフリー化を促進するなどユニバーサルデザインの考え方を積極的に導入する。 		
6. 外国人権問題	主な根拠法令等	最近の社会事象等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (H. 28) = 「ヘイトスピーチ解消法」 ○ 学校教育における在日外国人の人権に関する指導上の指針（福岡県 H. 11） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在日コリアンへの差別事象 ○ 外国籍を理由とした社会的排除行為 ○ 在日コリアンに対する差別を扇動する内容のピラのポスティング ○ ヘイトスピーチによる人権侵害

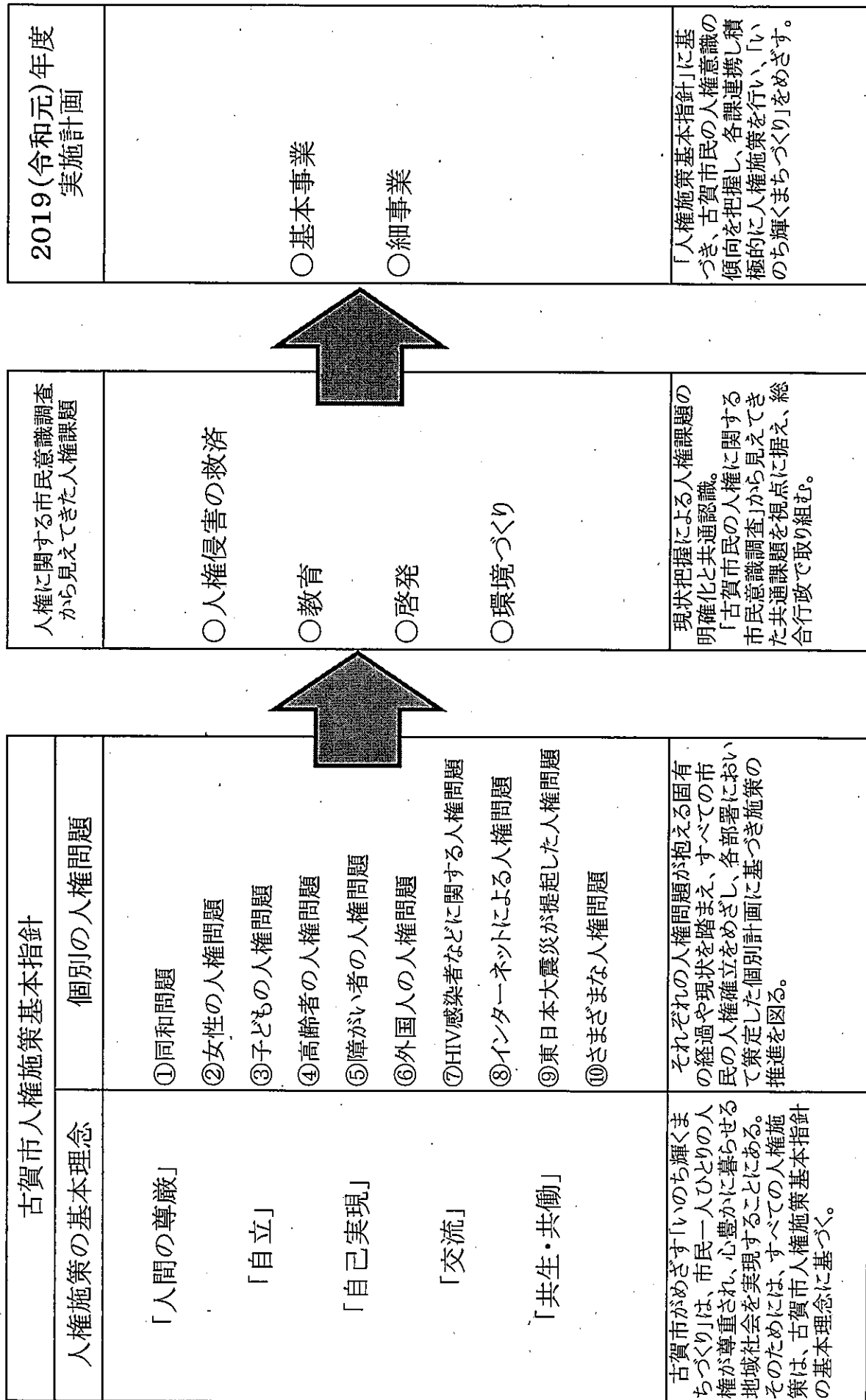
古賀市人権施策体系表

外国人 人権問 題	施策の目的・方向性	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人の人権問題に関する相談機能や人権侵害救済について他の自治体や関係機関と連携を図り取り組む。 ○ 多様な文化を尊重し、共生の心を醸成する教育の推進など諸施策の展開を進める。 ○ すべての市民の生命・身体・財産を守るため、外国人にもわかりやすく公共施設等への誘導ができるよう表示等のあり方について研究する。 ○ 在日外国人の日常生活における制度上のさまざまな課題を解決するため調査・研究に努める。 ○ 「学校教育における在日外国人の人権に関する指導上の指針」に基づく教育活動に努める。 ○ 在日コリアンなどに対する差別の現状を踏まえ、より一層の人権教育・啓発に取り組む。 	
7. HIV 関する 人権問 題	主な根拠法令等	最近の社会事象等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (H. 11) ○ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律 (H. 21) ○ 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針 (H. 24) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入店や宿泊などの拒否行為 ○ ハンセン病患者に対する国の隔離政策は憲法違反とした熊本地裁判決 ○ ハンセン病患者の裁判を隔離先の療養所などで行った「特別法廷」について、憲法違反であるとして最高裁が元患者に謝罪
8. イン ター ネッ ト に よ る 人 権 問 題	施策の目的・方向性	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 偏見や差別の解消は行政の責務であるとの認識の下、啓発や広報活動に取り組む。 ○ HIV等に関する正しい知識の普及を図る。 	
9. 東 日 本 大 震 災 が 人 権 問 題	主な根拠法令等	最近の社会事象等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 (H. 13) ○ 人権教育・啓発に関する基本計画 (法務省・文部科学省 H. 14 閣議決定) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネット掲示板や携帯電話メール等での特定の個人や集団を誹謗中傷による人権侵害事象や、差別を助長する表現、有害な情報等の掲載 ○ 少年被疑者の実名・顔写真の掲載
9. 東 日 本 大 震 災 が 人 権 問 題	施策の目的・方向性	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者が、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについて正しい理解と認識を広げるための教育・啓発の推進に努める。 ○ インターネットにおける人権侵害に対して、法務局や警察等との連携を強化し、問題解決を図る。 	
9. 東 日 本 大 震 災 が 人 権 問 題	主な根拠法令等	最近の社会事象等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策基本法 (S. 36) ○ 被災者生活再建支援法 (H. 10) ○ 東日本大震災復興基本法 (H. 23) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原発事故に伴う風評被害 ○ 避難者に対する差別発言、暴言、嫌がらせ ○ 被災地で生産された農産物等の不買行動
9. 東 日 本 大 震 災 が 人 権 問 題	施策の目的・方向性	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人間の「絆」を大切にすることを、学校教育や生涯学習、あらゆる啓発の場を通して培い、いのち輝くまちづくりに生かします。 ○ 風評による人権侵害は、被災地の人々だけの問題ではなく、私たち自身の問題だという認識を共有するための教育・啓発に努める。 ○ 東日本大震災の教訓を風化させないよう、これからも、教育・啓発の教材として取り組む。 	

古賀市人権施策体系表

	主な根拠法令等	最近の社会事象等
10. さまざまな人権問題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護法 (S. 25) ○ ストーカー行為等の規制等に関する法律 (H. 12) ○ ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 (H. 14) ○ 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 (H. 16) ○ 犯罪被害者等基本法 (H. 17) ○ 自殺対策基本法 (H. 18) ○ 生活困窮者自立支援法 (H. 25) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 違法な手段による戸籍等の不正請求取得 ○ 「同性パートナーシップ条例」等を策定する自治体の動き
	施策の目的・方向性	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権侵害救済法の実現に向け、関係団体等と連携し取組を進める。 ○ 職員への人権研修をさらに充実させ、人権意識の向上を図るとともに、確かな人権感覚を身につけ、さまざまな人権課題解決に向けて、先導的役割を果たせる資質を養う。 ○ 性的少数者の人権問題について、教育・啓発活動を推進し、社会的な解決につなげていく。 ○ 福岡市パートナーシップ宣誓制度等を参考に、本市における具体策を検討する。 ○ 「古賀市いのち支える自殺対策計画」(H31. 3)の具体化により、心の健康を支え自殺を予防する。 	

2019(令和元)年度 実施計画の方向性



令和元年度 実施事業一覽表

ページ	政策体系図	基本事業	部	所管課	個別の人権課題										人権課題				
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	救済	啓発	環境		
12	1-1-3-2	農業者育成事業	建設産業部	農林振興課		○													
13	2-1-2-3	し尿処理事業	市民部	環境課(海津木苑)									○						
15	3-1-1-2	外国語教育促進事業	教育部	学校教育課		○													
16	3-1-1-3	小学校学力向上事業	教育部	学校教育課		○													
17	3-1-1-4	中学校学力向上事業	教育部	学校教育課		○													
18	3-1-2-4	児童生徒安全確保事業	教育部	学校教育課		○													
19	3-1-2-5	児童生徒生活環境改善事業	教育部	学校教育課															
20	3-1-2-6	不登校児童生徒学校生活適応支援事業	教育部	学校教育課															
21	3-1-2-7	小学校運営管理事務	教育部	学校教育課		○												○	○
22	3-1-2-8	中学校運営管理事務	教育部	学校教育課		○												○	○
23	3-1-2-11	小学校心の相談事業	教育部	学校教育課															○
24	3-1-2-12	中学校心の相談事業	教育部	学校教育課															○
25	3-1-2-13	小学校就学支援事業	教育部	学校教育課															○
26	3-1-2-14	中学校就学支援事業	教育部	学校教育課															○
27	3-1-2-15	小学校学習環境づくり支援事業	教育部	学校教育課															○
28	3-1-2-16	中学校学習環境づくり支援事業	教育部	学校教育課															○
29	3-1-2-19	進学支援事業	教育部	学校教育課															○
30	3-1-6-1	特別支援教育事業	教育部	学校教育課															○
31	3-2-1-1	社会教育推進事業	教育部	生涯学習推進課		○													○
32	3-2-3-1	家庭・地域教育支援事業	教育部	生涯学習推進課															○
33	3-3-1-2	青少年健全育成啓発事業	教育部	青少年育成課															○
34	3-3-1-6	子ども居場所づくり事業	教育部	青少年育成課															○
35	3-3-1-8	青少年相談事業	教育部	青少年育成課															○
36	3-3-1-9	青少年活動支援事業	教育部	青少年育成課															○
37	3-3-1-10	青少年活動推進事業	保健福祉部	隣保館															○
38	5-3-2-1	交通安全施設整備事業	建設産業部	建設課															○
39	6-3-1-1	妊娠期保健事業	保健福祉部	子育て支援課															○
40	6-4-1-1	子ども発達支援事業	保健福祉部	子育て支援課															○
41	6-4-1-2	子育て支援事業	保健福祉部	子育て支援課															○
42	6-4-1-4	乳幼児親子交流推進事業	保健福祉部	青少年育成課															○

○新

○新

○新

○新

ページ	政策体系図	基本事業	部	所管課	個別の人権課題										人権課題							
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	救済	教育	啓発					
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10								
43	6-4-1-6	子育て家庭訪問事業	保健福祉部	子育て支援課			○														○	
44	6-4-1-8	育児力向上事業	保健福祉部	子育て支援課			○															
45	6-4-2-1	保育所地域活動推進事業	保健福祉部	子育て支援課			○															
46	6-4-3-1	ひとり親家庭等自立支援事業	保健福祉部	子育て支援課			○															○
47	6-4-4-1	児童権利擁護事業	保健福祉部	子育て支援課			○															○
48	6-5-1-4	高齢者社会参画支援事業	保健福祉部	介護支援課				○														○
49	6-5-2-1	高齢者包括支援事業	保健福祉部	介護支援課				○														
50	6-5-2-3	高齢者在宅生活支援事業	保健福祉部	介護支援課				○														
51	6-6-1-3	障害者相談支援事業	保健福祉部	福祉課					○													○
52	6-6-2-3	障害者社会参加支援事業	保健福祉部	福祉課					○													○
53	6-7-1-1	生活相談事業	保健福祉部	隣保館			○		○					○								
54	6-7-2-1	就労支援事業	建設産業部	商工政策課			○		○					○								○
55	6-7-2-1	就労支援事業	保健福祉部	隣保館			○		○					○								○
56	6-7-2-2	学童保育所保育事業	教育部	学校教育課				○														○
57	6-7-4-1	心の健康づくり啓発事業	保健福祉部	予防健康課																		
58	7-1-1-2	人権団体活動支援事業	市民部	人権センター			○		○					○								○
59	7-1-1-5	隣保事業推進事業	保健福祉部	隣保館			○		○					○								○
60	7-1-1-7	人権相談事業	市民部	人権センター			○		○					○								
61	7-1-2-1	人権教育・啓発事業	市民部	人権センター			○		○					○								
63	7-1-2-1	人権教育・啓発事業	保健福祉部	隣保館			○		○					○								○
65	7-1-2-1	人権教育・啓発事業(企業向け)	建設産業部	商工政策課			○		○					○								○
66	7-1-2-1	人権教育・啓発事業(市内事業者向け)	建設産業部	商工政策課			○		○					○								○
67	7-2-1-1	男女共同参画啓発事業	総務部	コミュニケーション推進課				○														○
69	7-2-2-1	男女共同参画推進事業	総務部	コミュニケーション推進課				○														○
70	7-2-3-1	DV対策事業	保健福祉部	子育て支援課				○														○
71	7-2-4-1	女性の活躍推進支援事業	総務部	コミュニケーション推進課				○														○
72	7-4-2-1	広報事業	総務部	経営企画課			○		○					○								○
73	7-4-2-2	広聴事業	総務部	経営企画課			○		○					○								○
74	7-5-2-9	人材育成事務	総務部	人事課			○		○					○								○
76	7-5-11-14	住民情報管理事務	市民部	市民国保課			○		○					○								

(新)

(新)

部	担当課
建設産業部	農林振興課

個別の人権問題	2				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	1	1	3	2	農業者育成事業	17
個別計画						
基本事業の概要	女性農業者を対象に研修会等を実施し、経営能力の向上、経営参画促進を図ることにより、女性の人権を大切にすることで経営主体の一員であるという意識の向上を図る。					
基本事業を構成する細事業	1 女性農業者育成事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性農業者協議会会議開催:7回 視察や市民向け農業体験事業の計画を中心に協議会を開催した。 ○ 農業体験事業の開催 : 全5回 					
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>参加組数</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>20</td> </tr> </table> <p>市民から参加者を募り、種まきから収穫までの一連の農作業を体験してもらい、女性農業者が技術指導を行うとともに、女性農業者間においても相互に技術や知識の習得に努めることで、農業経営への参画の推進を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業委員会女性委員登用推進シンポジウムへの参加 活力と魅力ある農業・農村づくりに女性の力を活かし、また、農業委員会において女性が参画するにはどのような取組が必要かを考える機会の場を提供した。 		平成30年度	参加組数	10	参加人数
	平成30年度					
参加組数	10					
参加人数	20					
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業体験事業については、企画、立案から運営までを概ね女性農業者において実施することができたことが、今後の農業経営に参画していく中で大きな自信となるものと思われる。また、参加者の中には女性が多く、女性農業者をとりまく状況や課題を理解してもらうことができた。 ○ 身近な地域での女性農業者の起業実例を学ぶことで、自身の農業経営の参考になるとともに、今後の農業経営に対する積極的な参画へのモチベーションとなった。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今年度の取組については非常に有意義なものであると考えるが、対象事業に参加できる人数が限られていることから、より多くの方に効果が及ぶ事業についても検討する必要がある。 					

【令和元年度の事業計画】

方向性	○ 女性農業者の経営能力の向上、経営参画促進を図ることにより、経営主体の一員であるという意識の向上を図るとともに、女性を含めた新規就農者の発掘に向けて取り組む。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業体験事業の継続 ○ シンポジウム等への参加

部	担当課
市民部	環境課

個別の人権問題	1・8				人権課題	教育・啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPAページ
	2	1	2	3	し尿処理事業	22
個別計画	古賀市人権施策基本指針					
基本事業の概要	市民を対象に、旧し尿処理施設撤去課題を踏まえ、し尿処理施設やそこで働く人、施設周辺地域に対する差別や偏見を無くすとともに、施設の重要性や必要性等について理解認識を高めるため、啓発・研修事業を行う。					
基本事業を構成する細事業	1 し尿処理情報発信事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	○ まつり古賀において施設啓発を実施。(パネル等の展示)											
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>来場人数</td> <td>約450</td> <td>約400</td> <td>約500</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	来場人数	約450	約400	約500			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度								
	来場人数	約450	約400	約500								
	○ 食の祭典において施設啓発を実施。(パネル等の展示)											
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>来場人数</td> <td>約360</td> <td>約550</td> <td>約550</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	来場人数	約360	約550	約550			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度								
	来場人数	約360	約550	約550								
	○ ししぶ交流センターや公民館においてパネル展示等による啓発を実施。(処理工程、設置経緯、排育等)											
	○ 『ししぶ駅開業10周年記念行事』において施設啓発を実施。(パネル展示・映像)											
	○ 市内小・中学校新転任管理職を対象に施設研修を実施。											
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>10</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	参加人数	7	4	10			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度								
	参加人数	7	4	10								
	○ 古賀市新規採用職員の施設研修を実施。											
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>13</td> <td>15</td> <td>27</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	参加人数	13	15	27				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度									
参加人数	13	15	27									
○ 海津木苑関係職員の施設に関わる課題解決に向けた研修を実施。												
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	参加人数	2	2	2				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度									
参加人数	2	2	2									
○ 古賀市内外を問わず団体等を対象とした施設研修の受け入れ。												
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>241</td> <td>160</td> <td>203</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	参加人数	241	160	203				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度									
参加人数	241	160	203									
○ 市内8小学校、新宮町立新宮東小学校4年生を対象とした施設見学の受け入れ。												
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>市内8小学校(人)</td> <td>519</td> <td>594</td> <td>566</td> </tr> <tr> <td>新宮東小学校(人)</td> <td>112</td> <td>132</td> <td>129</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	市内8小学校(人)	519	594	566	新宮東小学校(人)	112	132	129
	平成28年度	平成29年度	平成30年度									
市内8小学校(人)	519	594	566									
新宮東小学校(人)	112	132	129									
○ 古賀市まちづくり出前講座の実施。												
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>開催数</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>84</td> <td>114</td> <td>82</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	開催数	2	4	3	参加人数	84	114	82
	平成28年度	平成29年度	平成30年度									
開催数	2	4	3									
参加人数	84	114	82									
○ 施設啓発物品(平成30年度は「定規」)の作製:1,264本												

事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 出前講座:市広報紙(5・8月号)において「出前講座」や「施設啓発」のお知らせ記事の掲載を行ったことにより、市民団体からの出前講座・施設見学の申し込みがあり、昨年度より参加者が増加した。 ○ まつり古賀や食の祭典などのイベント時に啓発ブースなどを設け、啓発物等を配布したことや新たな取組として食の祭典において施設見学を行ったことにより、し尿処理施設は重要かつ必要な施設であることや、排泄の大切さを発信できた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 施設啓発を広げていくために関係各課等と連携し進めていく必要がある。
-------------	---

【令和元年度の事業計画】

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 31年度においても、し尿処理情報発信事業として継続し、新・旧し尿処理施設の撤去受入に関わる課題解決へ向けた啓発を実施していく。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 古賀市の小中学校児童・生徒を対象にトイレに関するアンケートの実施。 ○ 食の祭典における施設見学の実施。 ○ まつり古賀・食の祭典をはじめ公共施設における施設啓発パネル展示等。(処理工程・設置経過・排育等) ○ 海津木苑出前講座の実施。 ○ 学校関係職員の施設研修受け入れ ○ 古賀市新規採用職員施設研修受け入れ ○ 市内8小学校4年生及び古賀市内外団体等の施設研修・見学受け入れ ○ 施設啓発定規の作製。(約1,350本) ○ 海津木苑「施設見学」及び「出前講座」に関するお知らせを市広報紙に掲載 ○ 「生命光る町に」の上映

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	1・3・6				人権課題	教育
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	3	1	1	2	外国語教育促進事業	28
個別計画						
基本事業の概要	市内小・中学校児童生徒を対象にALTを活用した外国語教育を実施することで、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化をもつ人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図る。					
基本事業を構成する細事業	1 外国語教育促進事業					
	2 英会話体験学習事業(夏休み英会話教室事業)					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際化の進展に対応する教育の充実を図るために、ALTを活用した英語による実践的コミュニケーション力の育成に努めた。 <ol style="list-style-type: none"> 1.中学生に対するティームティーチング授業:3中学校において月～金の間で実施 2.小学生に対するティームティーチング授業:8小学校において月～金の間で実施 3.英会話教室:夏季休業中に2週間実施 											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加人数(延)</td> <td>713</td> <td>626</td> <td>541</td> </tr> <tr> <td>希望者数(実)</td> <td>194</td> <td>227</td> <td>198</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成29年度から、1・2年生は2日コースを4回 3～6年生は4日コースを2回</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国語活動・外国語科小中連携研修会を市教育委員会主催研修会に位置付け、外国語教育担当教員やALT等を対象に2回実施した。 		平成28年度	平成29年度	平成30年度	参加人数(延)	713	626	541	希望者数(実)	194	227
	平成28年度	平成29年度	平成30年度									
参加人数(延)	713	626	541									
希望者数(実)	194	227	198									
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ALT3名を各中学校区に配置。小・中学校で継続して英語に触れることで、言語や生活習慣及び文化の違いを認め合う心を育むことができた。 ○ 授業はもちろん授業以外や英会話教室においても、ALTとのあいさつや会話を交わすところからコミュニケーション力を育むことができた。 ○ 新規ALTに年度途中で替わったが、配属先の教職員等の協力を得てALTの人権に配慮することにより、新規ALTは日本での生活に順応することができた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和2年度の外国語科(小学校5,6年生)・外国語活動(小学校3,4年生)の完全実施に向け、研修等を通して学校への支援を図る必要がある。 											

【令和元年度の事業計画】

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多文化共生社会の実現を見据え、児童生徒の英語によるコミュニケーション力を向上させるため、教職員やALTの研修等さらなる充実を図る。 ○ 令和2年度の完全実施に向けた移行期の支援を行う。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 楽しい英語学習や英会話教室を通じ、国際化への関心を高め、言語や生活習慣及び文化の違いを認め合う心を育む。 ○ 外国語教育のさらなる充実を図るため、教員とALTが連携し合って授業改善を図ることができるよう、研修会を実施する。

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	1・3・6				人権課題	教育・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	3	1	1	3	小学校学力向上事業	29
個別計画						
基本事業の概要	市内小学校を対象に学習支援アシスタントの派遣を行うことで、全ての児童の学力の保障を図る。					
基本事業を構成する細事業	1 小学校学習支援事業(学習支援アシスタント事業)					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下のとおり、市内小学校に学習支援アシスタントの派遣を行った。 ・ 学習支援アシスタント派遣 											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8校登録人数</td> <td>97</td> <td>106</td> <td>293</td> </tr> <tr> <td>派遣回数</td> <td>1,410</td> <td>1,260</td> <td>1,664</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成30年度から、ゲストティーチャーを学習支援アシスタントに統合</p>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	8校登録人数	97	106	293	派遣回数	1,410	1,260
	平成28年度	平成29年度	平成30年度									
8校登録人数	97	106	293									
派遣回数	1,410	1,260	1,664									
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学習支援アシスタントの活用により、習得が不十分な学習内容において重点化した補充指導を行うことができ、漢字や計算等、基礎基本の確実な定着につながった。 ○ 日々の授業において支援が必要な児童に個別に対応することで、児童は安心してわからないところを尋ねることができ、自力解決につながった。 ○ 人的配置により、放課後補充教室においてもきめ細かな指導を行うことで、自分のペースで学ぶことができ、学習意欲の向上が見られた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学習支援アシスタントの確保を行い、指導体制のさらなる充実を図る。 											

【令和元年度の事業計画】

方向性	○ 全ての児童の学力保障に向け、学習支援アシスタントを派遣する。
計画	○ 小学校学力向上事業を継続実施し、児童の基礎学力の定着と学習意欲の向上を図り、指導を充実させる。

様式①

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	1・3・6				人権課題	教育・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	3	1	1	4	中学校学力向上事業	29
個別計画						
基本事業の概要	市内中学校を対象に学習支援アシスタントの派遣を行うことで、全ての生徒の学力と進路の保障を図る。					
基本事業を構成する細事業	1 中学校学習支援事業(学習支援アシスタント事業)					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○ 以下のとおり、市内中学校に学習支援アシスタントの派遣を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習支援アシスタント派遣 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3校登録人数</td> <td>40</td> <td>26</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>派遣回数</td> <td>555</td> <td>349</td> <td>530</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成30年度から、ゲストティーチャーを学習支援アシスタントに統合</p>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	3校登録人数	40	26	68	派遣回数	555	349	530
		平成28年度	平成29年度	平成30年度									
3校登録人数	40	26	68										
派遣回数	555	349	530										
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 習得が不十分な学習内容において重点化した補充指導を行うことができ、生徒の基礎学力の定着を図ることができた。 ○ 学習支援アシスタントの活用により、日々の授業において個のつまずきに応じた指導を行うことができ、学習意欲の向上や自力解決の達成感につながった。 ○ 別室登校の生徒に対し、基礎基本の学習を中心にきめ細かな個別指導を行うことで、生徒は質問しながら自分のペースで学ぶことができた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学習支援アシスタントの確保を行い、指導体制のさらなる充実を図る。 												

【令和元年度の事業計画】

方向性	○ 全ての生徒の学力と進路の保障のために、学習支援アシスタントを派遣する。
計画	○ 中学校学力向上事業を継続実施し、生徒の基礎学力の定着と学習意欲の向上を図り、指導を充実させる。

様式①

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	1・3				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	3	1	2	4	児童生徒安全確保事業	29
個別計画						
基本事業の概要	市内小・中学校を対象に、安心・安全な環境整備を行うことで、児童生徒の尊い命を守ることができるようにする。					
基本事業を構成する細事業	1 小中学生安全情報配信事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校安心メールシステムの活用により、不審者情報等を学校や保護者に伝え、児童生徒の安全対策を図った。
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各校で安全教室等を実施したことで、児童は自分で自分の命を守るための具体的方法を学ぶことができ、児童生徒の安全対策につなげることができた。 ○ 「学校安心メールシステム」の活用により、不審者情報等の共有化と注意喚起を行うことができ、子どもの安全確保につながった。 ○ 防犯ブザーの誤報や故障が多かったため、平成29年度の支給を最後に事業を廃止した。かわりとして、企業から無償で提供される安全笛を新1年生に対して配付した。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校安心メールシステムの確実な運用等の継続

【令和元年度の事業計画】

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒の安心・安全を守るために、継続して学校安心メールシステムの活用を実施する。 ○ 安全笛の有効活用を通して、子どもが自分自身でも安全を確保できるようにする。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校安心メールシステムの確実な運用等を継続して、児童生徒の安心・安全を守る。

様式①

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	3				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	3	1	2	5	児童生徒生活環境改善事業	29
個別計画						
基本事業の概要	教育を受けることそのものが人権であるという観点から、いじめや不登校、家庭的背景などを理由に学習機会が奪われることのないよう、スクールソーシャルワーカーを配置して、児童生徒が置かれた環境の改善を図る。					
基本事業を構成する細事業	1 児童生徒生活環境改善事業(スクールソーシャルワーカー事業)					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ スクールソーシャルワーカーを配置して、主に以下の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・ スクールソーシャルワーカーの活用を通して、学校が児童生徒の抱える問題の背景や原因を正しくとらえ、子どもの内面や課題を把握できるようにした。 ・ スクールソーシャルワーカーが家庭に関わることで、子どもの人権を守るために、保護者支援も行うことができるようにした。 ・ スクールソーシャルワーカーが家庭に出向き、不登校児童生徒への対応ができるようにした。 ・ 児童相談所等関係機関とも連携して、子どもの人権を守るためのネットワークを強化した。 ・ 保護者、教職員等の求めに応じ、校内においてスクールソーシャルワーカーが相談に応じたり情報提供を行ったりすることができるようにした。 ・ 教職員対象の校内研修会の講師としても活用し、日頃の児童生徒のあらゆる状況に対する理解に生かすことができるようにした。
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ スクールソーシャルワーカーによる児童生徒や保護者への支援、また教職員への指導・助言等により、いじめ問題の解決や不登校の改善・学校復帰等につなげることができた。 ○ ケース進行管理会議や校内委員会における情報共有及び関係機関との連携により、課題を抱える世帯の環境改善や緊急時の早期対応へとつなげることができた。 ○ 就学前から小・中学校へとつながるケースもあり、情報の共有やスムーズな連絡体制を維持・継続することができた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒本人の悩みや困り感を的確にとらえ、学校がチームとして対応できるよう支援していく必要がある。

【令和元年度の事業計画】

方向性	○ いじめや不登校等の背景には、家庭や学校、友人、地域状況等さまざまな事情が考えられ、学校だけでは解決が困難なケースが多く、福祉等に関して専門的な知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーの存在は大きい。配置を継続することで、いじめや不登校、家庭環境等によって学習機会が奪われないようにする。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの人権を守るために、スクールソーシャルワーカーの計画的活用と緊急対応を行う。 ○ 人権尊重の視点に立った子どもや保護者への関わり方について、各校でスクールソーシャルワーカーの指導・助言を生かして児童生徒のあらゆる状況に対する理解ができるよう支援する。 ○ 平成31年度からスクールソーシャルワーカーの活用時間数を増やし、さらなる事業の充実に向け児童生徒の置かれた環境の改善を図る。

様式①

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	3	人権課題	教育・環境			
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	3	1	2	6	不登校児童生徒学校生活適応支援事業	29
個別計画						
基本事業の概要	教育を受けることそのものが人権を守るという観点から、市内小・中学校に在籍する不登校児童生徒を対象に、適応指導教室を開設運営し、学ぶ場を保障するとともに、スタッフを対象とした人権尊重の視点に立った研修会を行い、社会・集団への適応と不登校の改善や学校復帰を図る。					
基本事業を構成する細事業	1 不登校児童生徒学校生活適応支援事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 不登校児童生徒に対し、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善を図り、興味・関心、特性に応じた弾力的な指導及び相談事業を行った。												
	・ あすなる教室：学習活動(ほぼ毎日)、体験活動(月1回)												
	・ スクールカウンセラーによる適応指導教室でのカウンセリング												
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>回数</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>人数(延)</td> <td>84</td> <td>70</td> <td>114</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	回数	10	10	10	人数(延)	84	70	114
		平成28年度	平成29年度	平成30年度									
	回数	10	10	10									
	人数(延)	84	70	114									
	・ スクールカウンセラーによる小学校への巡回相談(1校当たり3回)												
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>相談回数</td> <td>24</td> <td>24</td> <td>24</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	相談回数	24	24	24				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度									
相談回数	24	24	24										
・ スクールカウンセラー・指導員合同会議													
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>開催回数</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	開催回数	10	10	10					
	平成28年度	平成29年度	平成30年度										
開催回数	10	10	10										
・ 適応指導教室・少年センター連絡会議													
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>開催回数</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	開催回数	2	1	1					
	平成28年度	平成29年度	平成30年度										
開催回数	2	1	1										
・ 適応指導教室関係者研修会													
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>開催回数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	開催回数	1	1	1					
	平成28年度	平成29年度	平成30年度										
開催回数	1	1	1										
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指導員や学生によるヤングアドバイザーが児童生徒に寄り添い、個に応じた支援に取り組むことで、学校へのチャレンジ登校や不登校の改善・学校復帰につなげることができた。 ○ 指導員対象の研修会等で個別の支援方針の作成や成果・課題を記録する方法だけでなく、児童生徒への関わり方を学ぶことを通して、日々の支援に生かすことができた。 ○ 平成30年度から適応指導教室が移転し単独施設となったが、事業の継続性を担保し、支援体制を充実させることができた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 研修等を通じスキルアップを図るとともに原籍校との連携をより緊密に行っていく必要がある。 												

【令和元年度の事業計画】

方向性	○ 教育相談をはじめ、体験活動や自主学習を通じて、人間的成長と社会的自立を促す援助を行うとともに、集団生活に適応できるよう支援をしながら、不登校の改善や学校復帰をめざす。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人ひとりの人権が尊重される人間関係づくり、学習活動づくり、環境づくりに取り組む。 ○ スクールカウンセラーによる巡回相談を行い、学校に対し、児童生徒や保護者に対する支援の方法について共有化できるようにする。 ○ 適応指導教室に室長を配置し、新たな場所と支援体制のもと環境整備を行う。

様式①

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	1・3・6				人権課題	教育・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	3	1	2	7	小学校運営管理事務	29
個別計画						
基本事業の概要	外国人児童等、日本語指導が必要な児童の急な転入の際、必要に応じて日本語指導講師の派遣を行い日本語指導を行うとともに、異文化や多様性に配慮することにより、児童が安心して学校生活を送ることができるようにする。					
基本事業を構成する細事業	1 小学生日本語対応支援事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○ 以下のとおり、日本語指導講師の派遣を行った。</p> <p>日本語指導講師派遣</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>派遣回数</td> <td>26</td> <td>0</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>派遣先</td> <td>舞の里小学校</td> <td>—</td> <td>青柳小学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成29年度は、県費教職員による指導を実施したため、市の講師派遣は0回</p>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	派遣回数	26	0	50	派遣先	舞の里小学校	—	青柳小学校
		平成28年度	平成29年度	平成30年度									
派遣回数	26	0	50										
派遣先	舞の里小学校	—	青柳小学校										
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○ 日本語指導が必要な児童に対し日本語指導講師を派遣し日本語指導を実施することで、児童の日本語習得、基礎学力の定着につながった。</p> <p>【課題】</p> <p>● 日本語指導講師の確保を行い、指導体制のさらなる充実を図る。</p>												

【令和元年度の事業計画】

方向性	○ 全ての児童の学力保障に向け、必要に応じて日本語を母国語としない児童に日本語指導講師を派遣する。
計画	○ 小学生日本語対応支援事業を継続実施し、児童の日本語習得及び基礎学力の定着と学習意欲の向上を図る。

様式①

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	1・3・6				人権課題	教育・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	3	1	2	8	中学校運営管理事務	29
個別計画						
基本事業の概要	外国人生徒等、日本語指導が必要な生徒の急な転入の際、必要に応じて日本語指導講師の派遣を行い日本語指導を行うとともに、異文化や多様性に配慮することにより、生徒が安心して学校生活を送ることができるようにする。					
基本事業を構成する細事業	1 中学生日本語対応支援事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○ 以下のとおり、日本語指導講師の派遣を行った。</p> <p>日本語指導講師派遣</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>派遣回数</td> <td>24</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>派遣先</td> <td>古賀北中学校</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成29、30年度は、県費教職員による指導を実施したため、市の講師派遣は0回</p>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	派遣回数	24	0	0	派遣先	古賀北中学校	—	—
		平成28年度	平成29年度	平成30年度									
派遣回数	24	0	0										
派遣先	古賀北中学校	—	—										
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○ 日本語指導が必要な生徒に対し日本語指導講師を派遣し日本語指導を実施することで、生徒の日本語習得、基礎学力の定着につながった。</p> <p>【課題】</p> <p>● 日本語指導講師の確保を行い、指導体制のさらなる充実を図る。</p>												

【令和元年度の事業計画】

方向性	○ 全ての生徒の学力保障に向け、必要に応じて日本語を母国語としない生徒に日本語指導講師を派遣する。
計画	○ 中学生日本語対応支援事業を継続実施し、生徒の日本語習得及び基礎学力の定着と学習意欲の向上を図る。

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	3				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	3	1	2	11	小学校心の相談事業	29
個別計画						
基本事業の概要	全ての児童が生き生きと意欲的に学校生活を送ることができるよう、心の教室相談員を配置し、さまざまな悩みや不安を抱えている児童に対して相談・話し相手になり、ストレスを和らげることで、子どもの人権が尊重される環境づくりを図る。					
基本事業を構成する細事業	1 小学校心の教室相談事業					
	2 小学校相談機能向上事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 各小学校に心の教室相談員を配置し、悩み相談・話し相手になり、児童のカウンセリングを行った。							
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>相談員活用時間</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	相談員活用時間	2,000	2,000
	平成28年度	平成29年度	平成30年度					
相談員活用時間	2,000	2,000	2,000					
事業の成果・評価・課題	○ 心の教室相談員の人権感覚を磨き、力量を高めるための研修会を行った。(年3回)							
	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各小学校に心の教室を設け相談員を配置したことで、児童は休み時間等遊びも兼ねて気軽に立ち寄ることができ、相談員と話をすることで学校や家庭生活の不安や悩みの軽減、安心感の増大につながった。 ○ 専門家による人権尊重の視点に立った研修会を通して、心の教室相談員の人権感覚を磨き力量を高めるとともに、学校関係者との連携を強化することができた。 ○ 心の教室相談員を継続して配置し、児童に対してカウンセリングを行うことにより、いじめや不登校等の未然防止に努め、早期発見・早期対応を図ることができた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 要望に応じて保護者へもカウンセリングが行えることを周知していく必要がある。 							

【令和元年度の事業計画】

方向性	○ 児童を取り巻く環境の複雑化・深刻化が増す中、児童はさまざまな悩みや不安を抱え、ストレスを抱え込んでいる現状がある。そこで、全ての児童が生き生きと意欲的に学校生活を送ることができるよう心の教室相談員を配置して、心の相談事業を継続実施する。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 心の教室相談員が児童の悩み相談、話し相手になることで、不安・悩みの軽減、いじめ・不登校・虐待問題の未然防止、早期発見・早期対応を図る。 ○ 不登校児童及びその保護者、担任等の悩みや心配事の軽減、解消に努める。 ○ 平成31年度から1校当たりの活用時間数を増やし、さらなる事業の充実を図る。

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	3				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	3	1	2	12	中学校心の相談事業	29
個別計画						
基本事業の概要	全ての生徒が生き生きと意欲的に学校生活を送ることができるよう、心の教室相談員を配置し、さまざまな悩みや不安を抱えている生徒に対して相談・話し相手になり、ストレスを和らげることで、子どもの人権が尊重される環境づくりを図る。					
基本事業を構成する細事業	1 中学校心の教室相談事業					
	2 中学校相談機能向上事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 各中学校に心の教室相談員を配置し、悩み相談・話し相手になり、生徒のカウンセリングを行った。							
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>相談員活用時間</td> <td>750</td> <td>727</td> <td>750</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	相談員活用時間	750	727
	平成28年度	平成29年度	平成30年度					
相談員活用時間	750	727	750					
事業の成果・評価・課題	○ 心の教室相談員の人権感覚を磨き、力量を高めるための研修会を行った。(年3回)							
	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各中学校に心の教室を設け相談員を配置したことで、生徒は休み時間等気軽に立ち寄って相談員と話をすることができ、受験等に対する不安、学級や部活動の人間関係、家族関係等に関する悩みの軽減、安心感の増大につながった。 ○ 専門家による人権尊重の視点に立った研修会を通して、心の教室相談員の人権感覚を磨き力量を高めるとともに、学校関係者との連携を強化することができた。 ○ 心の教室相談員を継続して配置しカウンセリング等を行うことにより、いじめや不登校等の未然防止に努め、早期発見・早期対応を図ることができた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 要望に応じて保護者へもカウンセリングが行えることを周知していく必要がある。 							

【令和元年度の事業計画】

方向性	○ 生徒を取り巻く環境の複雑化・深刻化が増す中、生徒はさまざまな悩みや不安を抱え、ストレスを抱え込んでいる現状がある。そこで、全ての生徒が生き生きと意欲的に学校生活を送ることができるよう心の教室相談員を配置して、心の相談事業を継続実施する。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 心の教室相談員が児童の悩み相談、話し相手になることで、不安・悩みの軽減、いじめ・不登校・虐待問題の未然防止、早期発見・早期対応を図る。 ○ 不登校生徒及びその保護者、担任等の悩みや心配事の軽減、解消に努める。 ○ 平成31年度から1校当たりの活用時間数を増やし、さらなる事業の充実を図る。

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	3				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	3	1	2	13	小学校就学支援事業	29
個別計画						
基本事業の概要	経済的な理由で就学が困難な児童を対象に、学用品費、給食費等を支給することにより、児童の学ぶ権利の保障を図る。					
基本事業を構成する細事業	1 小学校就学援助事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内小学校の保護者に対し、各学校を通じて就学援助の申請書及び案内通知を配付するとともに、市公式ホームページ及び市広報紙に掲載するなど、広く市民へ周知した。 							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給者数(小学生)</td> <td>379</td> <td>397</td> <td>396</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新1年生については、入学説明会で制度説明を行い、更に周知の徹底を図った。また、年度当初は入学にかかる支出が多いことを考慮し、平成30年度から新入学児童生徒学用品費を前倒しで支給した。 		平成28年度	平成29年度	平成30年度	支給者数(小学生)	379	397
	平成28年度	平成29年度	平成30年度					
支給者数(小学生)	379	397	396					
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 就学援助の支給により、就学に係る保護者負担の軽減を図ることができた。 ○ 就学援助各費目の単価を国庫補助金の支給単価に合わせているため、国の支給単価増額に伴い、新入学児童生徒学用品費等の支給額が増額した。 ○ 新入学児童生徒学用品費については、平成30年度から前倒しして支給したことで、より保護者負担の軽減を図ることができた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請漏れを防ぐための取組を継続して行う必要がある。 							

【令和元年度の事業計画】

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての保護者に周知を行い、必要な保護者から申請をしてもらうことで、経済的に厳しい家庭に就学援助を支給できるようにする。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請漏れがないように、各学校と連携し全保護者に周知文書を配付するとともに、市広報紙、市公式ホームページなどを通じた計画的な周知を行う。 ○ 経済的支援が必要な家庭へ適切に支給できるよう、保健福祉部等と連携を図る。

様式①

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	3				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	3	1	2	14	中学校就学支援事業	29
個別計画						
基本事業の概要	経済的な理由で就学が困難な生徒を対象に、学用品費、給食費等を支給することにより、生徒の学ぶ権利の保障を図る。					
基本事業を構成する細事業	1 中学校就学援助事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内中学校の保護者に対し、各学校を通じて就学援助の申請書及び案内通知を配付するとともに、市公式ホームページ及び市広報紙に掲載するなど、広く市民へ周知した。 										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給者数(中学生)</td> <td>245</td> <td>231</td> <td>225</td> </tr> </tbody> </table>					平成28年度	平成29年度	平成30年度	支給者数(中学生)	245	231
	平成28年度	平成29年度	平成30年度								
支給者数(中学生)	245	231	225								
事業の成果・評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新1年生については、入学説明会で制度説明を行い、更に周知の徹底を図った。また、年度当初は入学にかかる支出が多いことを考慮し、平成30年度から新入学児童生徒学用品費を前倒して支給した。 										
	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 就学援助の支給により、就学に係る保護者負担の軽減を図ることができた。 ○ 就学援助各費目の単価を国庫補助金の支給単価に合わせているため、国の支給単価増額に伴い、新入学児童生徒学用品費等の支給額が増額した。 ○ 新入学児童生徒学用品費については、平成30年度から前倒して支給したことで、より保護者負担の軽減を図ることができた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請漏れを防ぐための取組を継続して行う必要がある。 										

【令和元年度の事業計画】

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての保護者に周知を行い、必要な保護者から申請をしてもらうことで、経済的に厳しい家庭に就学援助を支給できるようにする。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請漏れがないように、各学校と連携し全保護者に周知文書を配付するとともに、市広報紙、市公式ホームページなどを通じた計画的な周知を行う。 ○ 経済的支援が必要な家庭へ適切に支給できるよう、保健福祉部等と連携を図る。

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	3				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	3	1	2	15	小学校学習環境づくり支援事業	29
個別計画						
基本事業の概要	市内小学校を対象に、入学後の新しい環境になじめず、学習や集団生活に困難が生じがちな1年生児童の支援と担任の補助を行うための学級補助員や、少人数学級編制による少人数指導のための市費講師を配置することにより、全ての児童の学力の保障と学級の安定を図る。					
基本事業を構成する細事業	1 小1プロブレム対策事業					
	2 小学校少人数指導推進事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 以下のとおり、市内小学校に小1プロブレム対策学級補助員と少人数学級対応講師を配置した。																		
	<p>1. 小1プロブレム対策学級補助員配置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配置人数</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>※原則各小学校1名ずつであるが、1年生が3学級以上の小学校には2名配置。</p> <p>2. 小学校少人数学級対応講師配置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配置人数</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>					平成28年度	平成29年度	平成30年度	配置人数	13	12	11		平成28年度	平成29年度	平成30年度	配置人数	8	9
	平成28年度	平成29年度	平成30年度																
配置人数	13	12	11																
	平成28年度	平成29年度	平成30年度																
配置人数	8	9	9																
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 担任と小1プロブレム対策学級補助員が連携して、個に応じたきめ細かな学習指導を行うことで、児童は落ち着いて学習に取り組むことができ、基礎基本の確実な定着につながった。 ○ 学習時間だけでなく休み時間にも支援が必要な児童に関わり、着替えや遊び等生活指導で見守りを行ったことが、学校生活に徐々に適応する上で効果的だった。 ○ 遊び等でトラブルがあった際に、その場で声かけやアドバイスを行えたことで、集団生活に必要な規範意識の醸成を図ることができた。 ○ 少人数学級対応講師の活用により、児童は自分のペースで学ぶことができ、学習意欲の向上や基礎学力の定着につながった。 ○ 担任だけでなく少人数学級対応講師からも、児童の学習面での頑張りと伸びを認められることで、児童が自信をもち、自尊感情を高めることにつながった。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小1プロブレム対策学級補助員や少人数学級対応講師に対する研修のさらなる充実を図る。 ● 学習や集団生活に困難が生じがちな児童は、1年生のみならず他学年にも見られるため、その対応策についても検討していく必要がある。 																		

【令和元年度の事業計画】

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての児童の学力を保障し、一人ひとりの可能性の伸長と自立を促すために必要な事業であるため、継続して実施する。 ○ 1年生以外の学年の児童に対しても支援策を講じる。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業を継続し、引き続き、個に応じたきめ細かな学習指導・生活指導の充実を図る。 ○ 「小1プロブレム対策学級補助員」の名称を「小学校適応促進補助員」に変更し、1年生以外の学年も支援の対象とする。

様式①

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	3				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	3	1	2	16	中学校学習環境づくり支援事業	29
個別計画						
基本事業の概要	市内中学校での少人数学級編制による少人数指導のため、市費講師を配置し、全ての生徒の学力と進路の保障を図る。					
基本事業を構成する細事業	1 中学校少人数指導推進事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○ 以下のとおり、市内中学校に少人数学級対応講師を配置した。</p> <p>中学校少人数学級対応講師配置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配置人数</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	配置人数	6	6	6
		平成28年度	平成29年度	平成30年度					
配置人数	6	6	6						
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市費講師を配置することで、少人数学級編制による少人数指導をよりきめ細かに行うことができ、落ち着いた学習環境を保障することにつながった。 ○ 少人数学級対応講師の配置により、生徒がわからないところをその場で尋ねやすい環境を整えたことで、質問しながらも何とか自分で問題を解決しようとする意欲の向上が見られた。 ○ 放課後補充教室においても、少人数学級対応講師の活用により自分のペースで学ぶことができ、学習意欲の向上や基礎学力の定着につながった。 ○ 体育会やクラスマッチ等の学校行事でも、担任等と連携しながら配慮を要する生徒に関わり支援したことで、周囲から認められた生徒の自尊感情を高めることにつながった。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 少人数学級対応講師の確保と研修の充実を図る。 								

【令和元年度の事業計画】

方向性	○ 全ての生徒の学力と進路の保障に向け、きめ細かな指導を行うための少人数学級対応講師を継続配置する。
計画	○ 中学校少人数指導推進事業を実施し、引き続き、個に応じたきめ細かな学習指導・生徒指導の充実を図る。

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	3				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	3	1	2	19	進学支援事業	29
個別計画						
基本事業の概要	経済的な理由で高等学校等への進学が困難な生徒を対象に、入学支援金を支給することにより進路実現を支え、生徒の学ぶ権利の保障を図る。					
基本事業を構成する細事業	1 高等学校等進学費用負担軽減事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○ 中学3年生の保護者に対し、各学校を通じて高等学校等入学支援金の案内通知を配付するとともに市公式ホームページに掲載するなど、広く市民へ周知した。</p> <p>支給額:公立高校 40,000円、私立高校 55,000円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給者数</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立高校進学者</td> <td>36</td> <td>35</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>私立高校進学者</td> <td>19</td> <td>10</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>私立高校専願進学者</td> <td>11</td> <td>14</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 奨学金等に関するリーフレット「夢をあきらめないで」に加え、そのダイジェスト版(「展望」～夢をあきらめないで～)を市内小中学校全児童生徒に配付するなど、全ての児童生徒の学び続ける姿を支援するための情報提供と保護者への啓発を行った。</p>	支給者数	平成28年度	平成29年度	平成30年度	公立高校進学者	36	35	36	私立高校進学者	19	10	22	私立高校専願進学者	11	14	8
	支給者数	平成28年度	平成29年度	平成30年度													
公立高校進学者	36	35	36														
私立高校進学者	19	10	22														
私立高校専願進学者	11	14	8														
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○ 高等学校等入学支援金によって、経済的理由で進学を断念することがないように支援ができ、将来の就労や夢を見据えた進路実現を支えることができた。</p> <p>○ 高等学校等入学支援金の拡充に向け、平成30年度入学者から、判定基準を世帯収入の合計が生活保護基準額の1.3倍以下であったものを1.5倍以下まで拡充したことで、進学を支援する本事業の充実が図れた。</p> <p>【課題】</p> <p>● 申請漏れを防ぐための取組を継続して行う必要がある。</p>																

【令和元年度の事業計画】

方向性	<p>○ 進学を希望するすべての生徒の進路保障のために継続して実施し、平成30年度入学者から拡充した判定基準のもと、広く支援を行う。</p>
計画	<p>○ 申請漏れがないように、各中学校との連携、行事予定表・市公式ホームページなど広報を通じた周知を計画的に行う。</p> <p>○ 古賀市学校人権教育研究協議会と連携して、古賀市教育委員会版「夢をあきらめないで」(リーフレット)の改編作業を行う。</p>

様式①

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	3・5				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	3	1	6	1	特別支援教育事業	29
個別計画						
基本事業の概要	全ての児童生徒の就学機会を保障するため、障がいのある児童生徒が十分に個に応じた教育を受けることができるよう、合理的配慮及びその環境整備に取り組むなど、就学支援体制の充実を図る。					
基本事業を構成する細事業	1 就学支援事業					
	2 通級指導教室事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 障がいのある児童生徒に対し、個に応じたきめ細かく適切な指導を行うため、関係機関との連携を強化するとともに、就学相談体制の充実を図った。								
	・ 言語通級指導教室事業								
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>入級者数</td> <td>46</td> <td>38</td> <td>41</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	入級者数	46	38	41
		平成28年度	平成29年度	平成30年度					
	入級者数	46	38	41					
	・ LD・ADHD通級指導教室								
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>入級者数</td> <td>34</td> <td>40</td> <td>33</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	入級者数	34	40	33	
	平成28年度	平成29年度	平成30年度						
入級者数	34	40	33						
・ 就学相談事業:7月に実施									
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>相談者数</td> <td>23</td> <td>7</td> <td>3</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	相談者数	23	7	3	
	平成28年度	平成29年度	平成30年度						
相談者数	23	7	3						
・ 就学支援事業:就学支援委員会(6回)									
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>対象児童生徒数</td> <td>120</td> <td>134</td> <td>137</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	対象児童生徒数	120	134	137	
	平成28年度	平成29年度	平成30年度						
対象児童生徒数	120	134	137						
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】								
	○ 特別支援教育相談室「ひまわり教室」の主任相談員による行動観察や検査に基づき、学校内では日々の適切な支援について見直すことができた。								
	○ 個に応じた適切な支援ができるよう、就学支援委員会を開催し、保護者に十分な情報提供と説明を行ったことで、保護者や児童生徒の不安や心配を軽減することができた。								
○ 校内委員会やケース会議を通して、校内における支援体制の充実や保護者との連携にもつながった。									
○ 研修を通じ、教育支援に関わる考え方と見通し、配慮すべき事項を明確にして、支援のさらなる充実を図ることができた。									
【課題】									
● 支援を要する児童生徒が増えており、各校の特別支援教育コーディネーターを核にしなが、学校がチームとして取り組むことができるよう支援する必要がある。									

【令和元年度の事業計画】

方向性	○ 全ての児童生徒の就学機会を保障し、児童生徒一人ひとりの特性や課題に応じた学力と進路の保障のためにも、継続して実施する。
計画	○ 特別支援教育相談室「ひまわり教室」の主任相談員を2名から3名(1名増)に増員配置し、特別支援教育に関する研修・授業改善及び学校現場へのさらなる支援の充実を図る。 ○ 各学校に配置している特別支援教育支援員の研修を充実させ、支援を要する児童生徒に対応できる体制づくりを行う。

様式①

部	担当課
教育部	生涯学習推進課

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10				人権課題	教育
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	3	2	1	1	社会教育推進事業	31
個別計画						
基本事業の概要	社会教育関係団体等に対して、各種講座を開催し、市民と共働した社会教育活動を充実させることで、子育てや介護をはじめさまざまな生活課題への正しい理解や取組を促進させる。					
基本事業を構成する細事業	1 社会教育関係団体活動支援事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 古賀市3中学校PTCA合同思春期講演会 日 時:平成30年9月22日(土) 対 象:市内3中学校PTCA、一般市民 テーマ:「いいんだよ」は魔法のことば ～寛容の精神が醸成される社会へ～ 講 師:学校法人立花学園立花高等学校 校長 齋藤 真人 氏 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>98</td> <td>117</td> <td>134</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 古賀市子ども会育成会連合会研修会 日 時 平成30年11月7日(水) 対 象 古賀市子ども会育成会連合会(校区役員、単位役員) テーマ ネット社会とコミュニケーションのあり方 講 師 古賀市人権センター職員 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>49</td> <td>40</td> <td>37</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	参加者数	98	117	134		平成28年度	平成29年度	平成30年度	参加者数	49	40	37
		平成28年度	平成29年度	平成30年度													
	参加者数	98	117	134													
	平成28年度	平成29年度	平成30年度														
参加者数	49	40	37														
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子育てに関わる人たちの不安をやわらげたり、知識を得られるような機会を提供することができた。 ○ より多くの参加を促すため、学校を通じた保護者への呼びかけなど、対象者に応じた周知に努めた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人権等について考える機会をより多くの方に提供するため、時間や場所、内容など更に工夫する必要がある。 																
事業内容																	

【令和元年度の事業計画】

方向性	○ 平成31年度も引き続き、本市の生活課題をふまえた事業を行う。また、学校、保護者、地域が連携し、子どもの成長や学習を支えるPTCAなどと連携した社会教育の推進に努める。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 古賀市3中学校PTCA合同思春期講演会 令和元年 9月21日(土) ○ 古賀市子ども会育成会連合会研修会 令和元年 時期は未定

様式①

部	担当課
教育部	生涯学習推進課

個別の人権問題	6				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	3	2	3	1	家庭・地域教育支援事業	31
個別計画						
基本事業の概要	<p>家庭教育に関する講演会、講座等を開催することによって、家庭の教育力を高め、志をもって意欲的に学び、自律心と思いやりの心をもつ、たくましい子どもを育てる。</p> <p>また、ボランティアスタッフと連携し、市民講座を企画・運営することによって、学習に励み、学習を楽しみ、その成果を活かしながら、地域や社会での関わりを見つけ豊かで活力ある人づくり・まちづくりをめざす。</p>					
基本事業を構成する細事業	1 地域教育力向上事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 日本語以外の言語を母国語とする人たちに、日本語の能力を身につけるための教室を開催した。			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
	実施回数	35	41	40
	生徒数(延べ)	23	25	31
	※内訳	ベトナム 12人 中国 3人 台湾 1人 インドネシア 3人	ミャンマー 1人 フィリピン 5人 フランス 1人 ネパール 1人 アフガニスタン 4人	
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】			
	<p>○ 市内に居住する日本語以外の言語を母国語とする人たちの日本語習得に寄与することができた。日本語の理解が進むことにより、日常生活や仕事をしていくうえでコミュニケーションを円滑に進められ、身の回りの課題解決や自立に役立っている。</p> <p>○ 職場でリーダーを任されるようになったり、日本語能力試験で上位レベルの受験に挑戦できるようになるなど、継続した学習の成果が出てきている。</p> <p>○ 受講生同士の情報交換等により、日本での生活不安の解消にもつながっている。</p>			
	【課題】			
	<p>● 市広報紙(年1回)や市公式ホームページにて事業紹介をしているが、受講生等は、インターネット等の通信手段で情報収集をしている傾向であることから、今後も市公式ホームページ、Facebook等での情報発信の充実を図りたい。</p> <p>● 指導者の高齢化による後継者の育成、受講者増への指導体制の充実が今後の課題となっている。</p>			

【令和元年度の事業計画】

方向性	○ 日本語の理解ができず生活に支障をきたしている人はまだ存在していると推測されるため、効果的な広報を強化しつつ、事業を継続していく。
計画	<p>○ 日本語教室:年間41回</p> <p>○ 日本語教室講師研修会:年1回</p> <p>○ 日本語教室講師 自主ミーティング:年間12回</p>

部	担当課
教育部	青少年育成課

個別の人権問題	3				人権課題	救済・教育
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	3	3	1	2	青少年健全育成啓発事業	33
個別計画						
基本事業の概要	講演会、作文発表会事業に参画することで、他者の想いに触れ互いの人権を尊重する気持ちを育み、また人権の気づきの場にする。					
基本事業を構成する細事業	1 青少年健全育成啓発事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年健全育成大会 日 時：平成30年9月29日(土) 会 場：リーパスプラザこが交流館 多目的ホール 対 象：市民 テーマ：「スポーツを通じた青少年の健全育成」 講 師：NPO法人SDN21JAPAN 理事長 小野本道治氏 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>90</td> <td>70</td> <td>50</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「少年・少女の主張作文」発表会 日 時：平成31年2月16日(土) 会 場：リーパスプラザこが中央公民館 大会議室 対 象：市内小学6年生、中学1・2年生 受賞者(40人) テーマ：「家庭・学校生活・社会で感じること」「テレビや新聞、ネットなどで報道されている青少年、大人や社会の様々な出来事に対する意見や提案」 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>小学6年生出品者数</td> <td rowspan="2">250</td> <td rowspan="2">280</td> <td>179</td> </tr> <tr> <td>中1・2年生出品者数</td> <td>77</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「コスモス」の発行 青少年育成市民会議の活動内容をまとめた「コスモス」を発行。年に1回各戸配布した。 		平成28年度	平成29年度	平成30年度	参加者数	90	70	50		平成28年度	平成29年度	平成30年度	小学6年生出品者数	250	280	179	中1・2年生出品者数	77
		平成28年度	平成29年度	平成30年度															
参加者数	90	70	50																
	平成28年度	平成29年度	平成30年度																
小学6年生出品者数	250	280	179																
中1・2年生出品者数			77																
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年が置かれている状況を講演で知ることや、作文をとおし思春期の小・中学生の想いに触れることで、青少年を支援する大人に対し「現に子どもたちを取り巻く社会を知る」機会の提供ができた。 ○ 作文発表では、子どもたち自らがテーマに沿って取り組んだ中で、気づいたことなどを綴っており、「人権に深く関わる内容」が多く、それを聞く参加者にとっての気づきの場として提供できた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 講演会・作文発表会への市民参加を促進するため、周知方法の工夫が必要である。(誰に聞いてもらいたいのか、ターゲットを絞りその年代に応じた周知方法を考えていく。) ● 啓発の一環として「コスモス」の発行を年1回行っているが、年間を通し啓発を行う必要がある。 																		

【令和元年度の事業計画】

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもたちの現状を知る機会を提供するため、子どもたちが自らの想いをまとめ発表し他者に伝える機会の確保を今後も継続し、啓発に努める。 ○ 「コスモス」については、より多くの市民に見てもらえるよう、市広報紙等を活用する。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 7月：健全育成大会での講演会開催。 ○ 12月：「少年・少女の主張作文」発表会の開催。 ○ 広報こが7月号：青少年育成市民会議の記事を掲載。

部	担当課
教育部	青少年育成課

個別の人権問題	3				人権課題	救済・教育
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	3	3	1	6	子ども居場所づくり事業	33
個別計画						
基本事業の概要	全ての子どもの居場所として、子ども一人ひとりの人格を尊重し、居場所を通じた社会的信頼の醸成や、将来展望の改善、自己肯定感の向上など多様な効果を生むことができるよう支援していく。					
基本事業を構成する細事業	1 子ども居場所提供事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 千鳥児童センター、ししぶ児童センターにて学習支援アシスタントを配置し、学習支援を実施した。																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">児童センター</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">千鳥</td> <td>利用者数</td> <td>1,232</td> <td>601</td> <td>522</td> </tr> <tr> <td>支援時間</td> <td>50</td> <td>71</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ししぶ</td> <td>利用者数</td> <td>—</td> <td>6,625</td> <td>2,357</td> </tr> <tr> <td>支援時間</td> <td>—</td> <td>6</td> <td>66</td> </tr> </tbody> </table>	児童センター		平成28年度	平成29年度	平成30年度	千鳥	利用者数	1,232	601	522	支援時間	50	71	62	ししぶ	利用者数	—	6,625	2,357	支援時間	—	6
児童センター		平成28年度	平成29年度	平成30年度																			
千鳥	利用者数	1,232	601	522																			
	支援時間	50	71	62																			
ししぶ	利用者数	—	6,625	2,357																			
	支援時間	—	6	66																			
事業の成果・評価・課題	○ 児童館延べ来館者数																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>児童館</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米多比児童館</td> <td>5,155</td> <td>4,126</td> <td>2,472</td> </tr> <tr> <td>千鳥児童センター</td> <td>11,990</td> <td>8,831</td> <td>7,230</td> </tr> <tr> <td>ししぶ児童センター</td> <td>—</td> <td>8,915</td> <td>8,123</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ししぶ児童センターは 平成29年4月28日に開所</p>	児童館	平成28年度	平成29年度	平成30年度	米多比児童館	5,155	4,126	2,472	千鳥児童センター	11,990	8,831	7,230	ししぶ児童センター	—	8,915	8,123						
児童館	平成28年度	平成29年度	平成30年度																				
米多比児童館	5,155	4,126	2,472																				
千鳥児童センター	11,990	8,831	7,230																				
ししぶ児童センター	—	8,915	8,123																				
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】																						
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童館を利用する子ども同士の異年齢交流も進んでおり、子どもの成長にとって良い環境づくりができています。 ○ 学習室というハード面と学習支援アシスタントの配置というソフト面が整ったししぶ児童センターにおいては、学習を通し「できない」「わからない」から「できる」「わかる」の実感を感じることで、自己肯定感の向上が図られている。 ○ 児童館に来館する子どもたちが、大人の力を借り、自らの考えや他者の意見を取り入れながら行事の開催・運営を行うことができた。 																						
事業の成果・評価・課題	【課題】																						
	● 各児童館の状況に応じた児童館プログラムを作成し、事業を充実させていく必要がある。																						

【令和元年度の事業計画】

方向性	○ 全ての子どもの「行き場所」「居場所」となるよう、それぞれの施設情報をきめ細かく発信し、児童館での学びや遊びを通して、自己肯定感の向上や将来展望の改善を図る。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童館において、遊びや学びをとおり居場所機能の充実を図る。 ○ 千鳥児童センター学習室の整備を計画。

部	担当課
教育部	青少年育成課

個別の人権問題	3				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	3	3	1	8	青少年相談事業	33
個別計画						
基本事業の概要	青少年及び保護者に対して、人権の視点に立った、面談・電話・メール等による悩み相談を実施する。					
基本事業を構成する細事業	1 青少年相談事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	<input type="radio"/> 相談業務 青少年に関する悩み相談を実施した。							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>704</td> <td>972</td> <td>1,153</td> </tr> </tbody> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	相談件数	704	972
	平成28年度	平成29年度	平成30年度					
相談件数	704	972	1,153					
事業の成果・評価・課題	<input type="radio"/> 関係機関との連携 ・古賀市要保護児童対策地域協議会実務者会議の校區別部会への参画(26回) ・関連ケース会議への参画(10回) ・市外専門機関との連携 ・行き渋り、不登校児童への働きかけ(家庭訪問・登校支援)							
	<input type="radio"/> 青少年支援センターの周知活動 ・市内小中学校を中心に、関係機関へ直接訪問し周知の徹底を図った。							
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 <input type="radio"/> 相談業務を通して、相談者が抱える問題の整理や、関係機関との連携によって相談体制の改善につながった。 <input type="radio"/> 相談員の研修によるスキルアップや、関係部署と連携し適切な窓口につないだことで、相談者の問題整理につながった。 <input type="radio"/> 相談員一人ひとりが相談者に寄り添い話を聞くことができた。							
	【課題】 <input checked="" type="radio"/> さまざまな機関が連携し、相談者が抱える個別の問題を早期に解決できるシステムの構築が必要である。							

【令和元年度の事業計画】

方向性	<input type="radio"/> 青少年支援センターにおける相談業務を継続して実施する。 <input type="radio"/> 相談者に寄り添い、相談者が抱える問題の解決につなげることができるよう関係機関との連携を図る。
計画	<input type="radio"/> 相談業務を継続する。 <input type="radio"/> 適宜関係機関を訪問し、相談窓口の周知を徹底する。

部	担当課
教育部	青少年育成課

個別の人権問題	3				人権課題	救済・教育
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	3	3	1	9	青少年活動支援事業	33
個別計画						
基本事業の概要	小学生児童が地域の大人の力を借りながら、宿泊を伴う生活体験・社会体験活動等を経験させることによって、多様性・協調性・自立心などを養うことができるよう支援していく。					
基本事業を構成する細事業	1 青少年生活体験支援事業(通学合宿事業)					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 通学合宿 市内3小学校区にて通学合宿を実施予定だったが、2小学校区にて実施した。 (小野小学校区は台風のため中止)																
	・平成30年度 通学合宿実績																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>校区</th> <th>開催日程</th> <th>参加児童数</th> <th>開催場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青柳小学校区</td> <td>7月1日～7日</td> <td>32名(6年:17名 5年:15名)</td> <td>青柳区公民館</td> </tr> <tr> <td>古賀西小学校区</td> <td>9月8日～12日</td> <td>32名(6年:20名 5年:4名 4年:8名)</td> <td>古賀南区公民館</td> </tr> <tr> <td>小野小学校区</td> <td>9月30日～10月6日</td> <td>-</td> <td>薦野区公民館</td> </tr> </tbody> </table>	校区	開催日程	参加児童数	開催場所	青柳小学校区	7月1日～7日	32名(6年:17名 5年:15名)	青柳区公民館	古賀西小学校区	9月8日～12日	32名(6年:20名 5年:4名 4年:8名)	古賀南区公民館	小野小学校区	9月30日～10月6日	-	薦野区公民館
	校区	開催日程	参加児童数	開催場所													
	青柳小学校区	7月1日～7日	32名(6年:17名 5年:15名)	青柳区公民館													
	古賀西小学校区	9月8日～12日	32名(6年:20名 5年:4名 4年:8名)	古賀南区公民館													
	小野小学校区	9月30日～10月6日	-	薦野区公民館													
	・平成29年度 通学合宿実績																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>校区</th> <th>開催日程</th> <th>参加児童数</th> <th>開催場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青柳小学校区</td> <td>7月2日～8日</td> <td>34名 (5・6年対象)</td> <td>町川原1区公民館</td> </tr> <tr> <td>古賀西小学校区</td> <td>9月23日～27日</td> <td>32名 (4・5・6年対象)</td> <td>鹿部区公民館</td> </tr> <tr> <td>小野小学校区</td> <td>9月30日～10月6日</td> <td>9名 (4・5・6年対象)</td> <td>薬王寺区公民館</td> </tr> </tbody> </table>	校区	開催日程	参加児童数	開催場所	青柳小学校区	7月2日～8日	34名 (5・6年対象)	町川原1区公民館	古賀西小学校区	9月23日～27日	32名 (4・5・6年対象)	鹿部区公民館	小野小学校区	9月30日～10月6日	9名 (4・5・6年対象)	薬王寺区公民館
	校区	開催日程	参加児童数	開催場所													
青柳小学校区	7月2日～8日	34名 (5・6年対象)	町川原1区公民館														
古賀西小学校区	9月23日～27日	32名 (4・5・6年対象)	鹿部区公民館														
小野小学校区	9月30日～10月6日	9名 (4・5・6年対象)	薬王寺区公民館														
・平成28年度 通学合宿実績																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>校区</th> <th>開催日程</th> <th>参加児童数</th> <th>開催場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青柳小学校区</td> <td>7月3日～9日</td> <td>26名 (5・6年対象)</td> <td>町川原1区公民館</td> </tr> <tr> <td>古賀西小学校区</td> <td>9月10日～14日</td> <td>37名 (5・6年対象)</td> <td>古賀南区公民館</td> </tr> <tr> <td>小野小学校区</td> <td>9月25日～10月1日</td> <td>10名 (4・5・6年対象)</td> <td>小山田区公民館</td> </tr> </tbody> </table>	校区	開催日程	参加児童数	開催場所	青柳小学校区	7月3日～9日	26名 (5・6年対象)	町川原1区公民館	古賀西小学校区	9月10日～14日	37名 (5・6年対象)	古賀南区公民館	小野小学校区	9月25日～10月1日	10名 (4・5・6年対象)	小山田区公民館	
校区	開催日程	参加児童数	開催場所														
青柳小学校区	7月3日～9日	26名 (5・6年対象)	町川原1区公民館														
古賀西小学校区	9月10日～14日	37名 (5・6年対象)	古賀南区公民館														
小野小学校区	9月25日～10月1日	10名 (4・5・6年対象)	小山田区公民館														
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 約1週間、家庭を離れ異年齢の児童や地域の大人の力を借りながら生活体験をすることで、互いを認め合いながら、協調性や自立心を育むことができた。 ○ 他の児童の協力や大人の支援で「できない」が「できる」に変わり、自尊感情の向上につながった。 ○ 地域の大人が参加することで、子どもを地域で育てる機運が高まった。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1～3年生を交えた異年齢の交流による関係づくりについても検討する必要がある。 ● 新たな実施校区を増やすための方策等を検討する必要がある。 																

【令和元年度の事業計画】

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「子どもたちを地域で育てる機運」を高めるよう地域の実情に合わせ支援を行う。 ○ 事業に参加する児童一人ひとりの「自尊感情の高揚」につながるような体験活動の紹介を含め支援していく。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3小学校区の取組を継続的に支援していく。 ○ 新たな実施校区を増やすため、事業の目的や成果等も含めて広く周知を図る。

部	担当課
保健福祉部	隣保館

個別の人権問題	1・3				人権課題	救済・教育
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	3	3	1	10	青少年活動推進事業	33
個別計画						
基本事業の概要	近年の経済格差の拡大により、経済的に厳しい家庭の保護者等の教育力も低下している。このままの状態では、そこで育つ児童・生徒が将来「貧困の連鎖」に陥ることも懸念されることから、経済的に厳しい家庭の生徒に配慮しながら市内全中学生を対象に公募を行い、家庭学習支援や社会体験教室等を開催することで生きる力(学力向上)を養う。					
基本事業を構成する細事業	1 子ども自立支援事業(スタンドアローン(一人で立つ)支援事業)					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年度から、参加募集を年度当初としたことで(年度途中での参加申し込みも可)、1年間を通じて参加者の状況が把握でき、職員と参加者とのより良い関係が築けた。支援の内容は、大学生や社会人を指導員とした家庭学習支援と、将来に夢や展望が持てるよう社会体験学習を実施した。また、家庭や学校以外で、気軽に相談等ができる「居場所」機能も備えている。 													
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加人数(中学生) (延人数) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プレ</td> <td>159</td> <td rowspan="4">643人</td> <td rowspan="4">613人</td> </tr> <tr> <td>1次</td> <td>138</td> </tr> <tr> <td>2次</td> <td>373</td> </tr> <tr> <td>3次</td> <td>186</td> </tr> </tbody> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	プレ	159	643人	613人	1次	138	2次	373	3次
	平成28年度	平成29年度	平成30年度											
プレ	159	643人	613人											
1次	138													
2次	373													
3次	186													
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 参加した中学3年生は、全員高校進学を果たした。また、事業実施日以外や実施時間以外にも隣保館に来館し、自主学習する姿が見られるとともに、日頃、家庭や地域、学校等で話せないようなことを館職員や指導員と話す姿も見られ、“居場所”や“相談場所”機能も果たしている。また、中学を卒業した子どもたちも度々来館してくる姿がある。 ○ 家庭学習支援では、参加する中学生一人ひとりに合った学習ができるよう、どう対応するかを指導員間で話し合い、きめ細かな指導ができるよう努めている。参加する中学生も集中することができ、良い環境で運営ができています。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 館職員から学校や関係部署等への事業説明や参加の呼びかけ協力を行っているが、平成28年度から参加者数が徐々に減っている。これは、行政をはじめ学校や地域のコミュニティ単位でさまざまな支援が増えていることも考えられるが、本当に支援が必要な子どもたちに支援が行き届いているかの調査等が課題である。 													

【令和元年度の事業計画】

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭学習支援による学力補充や社会体験学習を通して、参加者一人ひとりが将来に意欲を持てるよう生きる力を育む。また、学習支援のみならず、隣保館が気軽に立ち寄れる居場所となるよう工夫していく。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参加者一人ひとりが将来に展望を持てるよう、家庭学習支援及び社会体験学習の実施。あわせて、参加者が抱える悩みや問題解決につなげられる居場所の提供を行う。 ○ こどもの貧困対策調査等の結果もふまえ、事業に活かせるよう実施していく。

部	担当課
建設産業部	建設課

個別の人権問題	3・4・5				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	5	3	2	1	交通安全施設整備事業	51
個別計画						
基本事業の概要	市民や道路利用者に対して、安心して安全な道路提供する。					
基本事業を構成する細事業	1 交通安全施設設置事業					
	2 バリアフリー歩道整備事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>1. 交通安全施設設置事業</p> <p>○ 市道全域において危険箇所を抽出し交通安全施設の設置工事を実施した。 (設置箇所)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガードレール等防護柵</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>カーブミラー</td> <td>31</td> <td>42</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>区画線</td> <td>16</td> <td>21</td> <td>29</td> </tr> </tbody> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	ガードレール等防護柵	8	7	7	カーブミラー	31	42	33	区画線	16	21	29
		平成28年度	平成29年度	平成30年度													
ガードレール等防護柵	8	7	7														
カーブミラー	31	42	33														
区画線	16	21	29														
<p>2. バリアフリー歩道整備事業</p> <p>○ 歩道等のバリアフリー化(点字ブロック等の設置含む) (m)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施延長</td> <td>1,781.3</td> <td>855.9</td> <td>192.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記とは別に平成30年度に高田・筵内線の歩道設計(204m)を行った。</p>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	実施延長	1,781.3	855.9	192.9									
	平成28年度	平成29年度	平成30年度														
実施延長	1,781.3	855.9	192.9														
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○ 交通安全施設の設置を行い、交通事故の抑制を図ったことにより、あらゆる人々が安心して通行できる道路を整備した。</p> <p>○ 職員によるカーブミラー等の点検を行い交通安全施設等の破損による事故を防ぐことができた。</p> <p>【課題】</p> <p>● 既設の交通安全施設を定期的に点検し、劣化等による事故を予防していく必要がある。</p>																

【令和元年度の事業計画】

方向性	○安全で安心な道路を整備していくため、今後も継続して事業を実施していく。
計画	○交通安全施設の設置を行う。

部	担当課
保健福祉部	子育て支援課

個別の人権問題	2・3・6				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	6	3	1	1	妊娠期保健事業	57
個別計画	子ども・子育て支援事業計画					
基本事業の概要	妊婦とその家族の妊娠・出産・育児に対する不安を軽減するため、母子健康手帳を交付するとともに、妊婦教室を開催し、正しい知識や情報を提供し安心して妊娠・出産・育児を迎えられるよう支援する。					
基本事業を構成する細事業	1 妊娠期健康増進事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 妊娠の届出をした妊婦に母子健康手帳を交付。 母子健康手帳交付時に、妊娠に伴う疾病予防に努めるために、血圧測定を実施するとともに、アンケートを実施することで妊婦の状況を把握し、適切な支援を実施した。 															
	<p style="text-align: right;">(人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母子健康手帳交付</td> <td>422</td> <td>477</td> <td>449</td> </tr> <tr> <td>妊娠初期妊婦教室参加者数</td> <td>175</td> <td>172</td> <td>161</td> </tr> <tr> <td>妊娠後期妊婦教室参加者数</td> <td>43</td> <td>27</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 妊婦教室は、保健師や助産師等により妊娠中から出産後に必要な諸手続き、その他各種制度についての説明、必要な知識や情報の提供、妊婦体験、赤ちゃんモデルの抱っこ体験等を実施した。 ○ 平成26年度から妊娠後期妊婦教室(妊娠22週以降の妊婦対象)を福岡女学院看護大学と共催で実施している。内容は、お産の過ごし方やおむつ交換、沐浴体験等。※土曜日に開催。 		平成28年度	平成29年度	平成30年度	母子健康手帳交付	422	477	449	妊娠初期妊婦教室参加者数	175	172	161	妊娠後期妊婦教室参加者数	43	27
	平成28年度	平成29年度	平成30年度													
母子健康手帳交付	422	477	449													
妊娠初期妊婦教室参加者数	175	172	161													
妊娠後期妊婦教室参加者数	43	27	37													
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 妊婦教室に参加した妊婦には、出産までに必要な知識や情報提供を行うとともに、妊婦同士の交流促進を図ることができた。また、教室に参加できない妊婦に対しても、窓口にて説明・面談を行い、ハイリスク妊婦等の把握に努めた。 ○ 支援を必要とするハイリスク妊婦等に対しては、関係機関と連携し適切な支援を行った。 ○ 妊娠期から乳幼児期にわたる切れ目のない支援体制構築のため、子育て世代包括支援センター設置に向けて準備を行った。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ハイリスク妊婦等に対応するため、今後とも妊娠期から子育て期にわたるまでの支援を強化する体制づくりを推進する必要がある。 															

【令和元年度の事業計画】

方向性	○ 妊婦が安心して出産できるよう、必要に応じて支援プランを策定し充実した支援を継続して実施。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 初期妊婦教室: 平日20回、土曜日4回 計24回実施。 ○ 後期妊婦教室: 土曜日6回/年実施。 ○ 妊娠期から乳幼児期にわたる切れ目のない支援のために子育て世代包括支援センターを開設する。

部	担当課
保健福祉部	子育て支援課

個別の人権問題	3・5				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	6	4	1	1	子ども発達支援事業	59
個別計画	子ども・子育て支援事業計画、障害者基本計画					
基本事業の概要	発達障害者支援法及び古賀市障害者基本計画に基づき、就学前乳幼児及び保護者を対象に、子どもの発達に関する相談・指導・訓練・検査・紹介などを行い、適切な療育・育児援助を受けてもらうことで子どもの健やかな育ちを支援する。					
基本事業を構成する細事業	1 子ども巡回発達支援事業					
	2 子ども発達相談事業					
	3 子ども発達指導訓練事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>1. 子ども巡回発達支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内の認可保育所(園)、幼稚園を各園原則年3回巡回訪問し、発達分野での支援が必要な児童に対し、適切な支援方法について助言等や情報共有を行った。また、療育研修会を実施し、各施設職員の療育に関するスキルアップを図った。 											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>巡回相談(延人数)</td> <td>374</td> <td>234</td> <td>274</td> </tr> <tr> <td>療育研修会(回)</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	巡回相談(延人数)	374	234	274	療育研修会(回)	1	2
	平成28年度	平成29年度	平成30年度									
巡回相談(延人数)	374	234	274									
療育研修会(回)	1	2	2									
事業の成果・評価・課題	<p>2. 子ども発達相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども発達ルームにおける集団・個別指導、ドクター健診を実施。 <p>3. 子ども発達指導訓練事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者支援のため、発達特性の理解や受容を目的とした「ひなたぼっこの会」や「NP事業」、また安心して小学校入学を迎えることができるよう「年長保護者勉強会」を実施。 発達に課題のある乳幼児に適切な指導・訓練を行うとともに、児童の発達に関して不安や悩みを抱えている保護者の支援を行った。 											
	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 巡回相談が定着し、療育研修会にも多数の参加があったことから、連携体制が整ってきたと感じる。 さまざまな発達の相談に対応するが、難しいケースについては、家庭児童相談室及び課内で情報を共有し、見守りを行った。 乳幼児健診フォローを丁寧に行うことで、発達に課題のある子どもの早期発見・早期介入ができた。前後期でグループ編成や療育内容を見直し、柔軟に対応した。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発達ルーム利用希望者が増加していることから、グループを増やし対応しているが、極力待たずに利用できるようにするため、グループの状況等に応じて内容を随時見直し、柔軟に対応していく必要がある。 											

【令和元年度の事業計画】

方向性	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの発達に関する相談・支援に対するニーズは年々高まっており、今後も事業継続が必要である。
計画	<ul style="list-style-type: none"> 発達に課題のある子どもと保護者を対象とした発達支援(療育)事業であり、就学前から就学後の子どもを支援する関係各課をはじめ、保育所・幼稚園や学校、通所施設等とより緊密な連携体制を構築する。

様式①

部	担当課
保健福祉部	子育て支援課

個別の人権問題	3				人権課題	救済・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	6	4	1	2	子育て支援事業	59
個別計画	子ども・子育て支援事業計画					
基本事業の概要	児童福祉法に基づき、児童の最善の利益を保障するため、地域性や保育ニーズを考慮し、安心して子育てできる環境を整え保護者の支援を行う。					
基本事業を構成する細事業	1 緊急時児童一時入所支援事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○ 保護者が、就労や下の子の出産により児童の養育が困難となったため、児童養護施設など保護を適切に行うことができる委託施設において養育・保護を行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>利用延日数(日)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>					平成28年度	平成29年度	平成30年度	利用者数(人)	0	0	2	利用延日数(日)	0	0	9
		平成28年度	平成29年度	平成30年度												
利用者数(人)	0	0	2													
利用延日数(日)	0	0	9													
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童の養育が一時的に困難となったため、適切に短期入所につなぐことができた。 ○ 市ホームページや子育てBOOK、福祉のしおり等で事業の周知を行うことができた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「緊急時児童一時入所支援事業(子育て短期支援事業)」のさらなる周知方法について検討していく。 															

【令和元年度の事業計画】

方向性	○ 保護者の疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の不安を取り除き、安心して子育てできる環境を整えていく。
計画	○ 子育て短期支援事業の利用が必要と思われる相談者に対し、引き続き制度の周知等を充実させていく必要がある。

部	担当課
教育部	青少年育成課

個別の人権問題	3				人権課題	救済・教育
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	6	4	1	4	乳幼児親子交流推進事業	59
個別計画						
基本事業の概要	子育て中の親子の居場所として、子どもやその保護者一人ひとりの人格を尊重し、子育てに関する相談対応や情報提供を行い、育児不安や子育ての負担軽減を図る。					
基本事業を構成する細事業	1 乳幼児親子交流事業(親子あそび事業)					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各児童館で乳幼児事業を実施した。 ○ 3館合同乳幼児事業を実施した。 ○ 日常的に乳幼児とその保護者に対し居場所の提供を行い、保護者同士の交流を促した。 																																			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児及び保護者延べ来館者数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>児童館</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米多比児童館</td> <td>2,001</td> <td>980</td> <td>1,007</td> </tr> <tr> <td>千鳥児童センター</td> <td>2,617</td> <td>1,347</td> <td>1,768</td> </tr> <tr> <td>ししぶ児童センター</td> <td>-</td> <td>1,382</td> <td>1,449</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児事業実施回数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>児童館</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米多比児童館</td> <td>71</td> <td>58</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>千鳥児童センター</td> <td>49</td> <td>49</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>ししぶ児童センター</td> <td>-</td> <td>10</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>3館合同</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	児童館	平成28年度	平成29年度	平成30年度	米多比児童館	2,001	980	1,007	千鳥児童センター	2,617	1,347	1,768	ししぶ児童センター	-	1,382	1,449	児童館	平成28年度	平成29年度	平成30年度	米多比児童館	71	58	49	千鳥児童センター	49	49	51	ししぶ児童センター	-	10	18	3館合同	-	-
児童館	平成28年度	平成29年度	平成30年度																																	
米多比児童館	2,001	980	1,007																																	
千鳥児童センター	2,617	1,347	1,768																																	
ししぶ児童センター	-	1,382	1,449																																	
児童館	平成28年度	平成29年度	平成30年度																																	
米多比児童館	71	58	49																																	
千鳥児童センター	49	49	51																																	
ししぶ児童センター	-	10	18																																	
3館合同	-	-	3																																	
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各児童館を子どもやその保護者の居場所として提供できており、事業内容等についても充実が図られている。 ○ 3館合同乳幼児事業を実施することで、市内児童館の居場所機能について周知を図ることができた。 ○ 児童館を利用する子ども同士の異年齢交流も進んでおり、子どもの成長にとって良い環境づくりができています。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各児童館の状況に応じた児童館プログラムを作成し、事業を充実させていく必要がある。 																																			

【令和元年度の事業計画】

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての乳幼児とその保護者の「行き場所」「居場所」となるよう、それぞれの施設情報をきめ細かく発信するとともに、児童館での親子遊びや他の保護者、職員との交流を通して、育児不安や負担感の軽減を図る。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各児童館での乳幼児事業のさらなる充実。 ○ 3館合同乳幼児事業の拡充。

様式①

部	担当課
保健福祉部	子育て支援課

個別の人権問題	3				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	6	4	1	6	子育て家庭訪問事業	59
個別計画	子ども・子育て支援事業計画					
基本事業の概要	保健師、助産師、保育士が各家庭を訪問し、育児の孤立感や不安感の軽減を図るとともに、児童虐待の未然防止を図ることで、子どもが健やかに成長できる環境整備を行う。					
基本事業を構成する細事業	1 乳児家庭全戸訪問等事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○ おおむね生後4か月の赤ちゃんのいるすべての家庭を、保健師、助産師、保育士のスタッフが訪問し、乳児の身体測定、発達チェック、予防接種や健診のスケジュール、市の子育て支援情報等を提供するとともに、保護者からの相談を受け、適切な支援・助言を実施した。</p> <p>・ 乳児家庭全戸訪問</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>対象件数</td> <td style="text-align: center;">481</td> <td style="text-align: center;">453</td> <td style="text-align: center;">477</td> </tr> <tr> <td>実施件数</td> <td style="text-align: center;">463</td> <td style="text-align: center;">434</td> <td style="text-align: center;">467</td> </tr> </table> <p>・ 養育支援訪問(再訪問)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>訪問世帯数</td> <td style="text-align: center;">66</td> <td style="text-align: center;">68</td> <td style="text-align: center;">83</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	対象件数	481	453	477	実施件数	463	434	467		平成28年度	平成29年度	平成30年度	訪問世帯数	66	68	83
	平成28年度	平成29年度	平成30年度																		
対象件数	481	453	477																		
実施件数	463	434	467																		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度																		
訪問世帯数	66	68	83																		
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○ 乳児家庭全戸訪問の結果、支援が必要と思われる家庭や保護者から相談があった家庭については、再訪問を行い適切な支援につなぐことができた。</p> <p>○ 日程調整中の家庭があることから、年度末における乳児家庭全戸訪問事業の訪問率は96%であるが、最終的にはほぼ100%の訪問率になる見込みで実施できている。</p> <p>【課題】</p> <p>● 個々の家庭に応じた支援ができるよう、引き続きスタッフ間で情報を共有し、養育支援訪問を実施していく必要がある。</p>																				

【令和元年度の事業計画】

方向性	○ 母子の健康状態の確認や子育て情報の提供等に努め、子育てに対する孤立感や不安感の軽減を図るとともに、児童虐待等の未然防止や早期発見・早期対応に取り組む。
計画	○ 保健師、助産師、保育士が概ね生後4か月までの乳児家庭の全戸訪問を実施。

様式①

部	担当課
保健福祉部	子育て支援課

個別の人権問題	2・3				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	6	4	1	8	育児力向上事業	59
個別計画	子ども・子育て支援事業計画					
基本事業の概要	児童福祉法に基づき、全ての児童は適切に養育され、愛され、保護されること、また児童の心身の健やかな成長が図られることを目的に保護者の育児力を支援する。					
基本事業を構成する細事業	1 乳児母子支援講座事業(IPPOプログラム事業)					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 第1子が2か月～6か月未満の乳児とその保護者に対し、母子愛着形成の支援事業を実施した。											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td> <td>5クール</td> <td>5クール</td> <td>5クール</td> </tr> <tr> <td>参加組数</td> <td>59組</td> <td>59組</td> <td>54組</td> </tr> </tbody> </table> <p>※6回/クール、定員12組</p>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	開催回数	5クール	5クール	5クール	参加組数	59組	59組
	平成28年度	平成29年度	平成30年度									
開催回数	5クール	5クール	5クール									
参加組数	59組	59組	54組									
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○ IPPOプログラム事業が実践的体験型の講座で、母子愛着形成につながりやすく、母親の育児に対する不安解消にもつながっており、受講後自主的に母親同士が集うなど、育児の孤立感や不安感の軽減を図ることができた。</p> <p>【課題】</p> <p>● 支援が必要な母子に対し、乳児の初期段階から支援を行っていく必要がある。</p>											

【令和元年度の事業計画】

方向性	○ 引き続きIPPOプログラムのスタッフと連携することで、支援が必要な母子に対し、乳児の初期段階から支援を行っていく。
計画	○ 年間5クール実施

様式①

部	担当課
保健福祉部	子育て支援課

個別の人権問題	3				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	6	4	2	1	保育所地域活動推進事業	59
個別計画	子ども・子育て支援事業計画					
基本事業の概要	地域の住民及び保育所児童を対象に、保育所を地域資源として活用することで、児童の福祉向上を図っていく。					
基本事業を構成する細事業	1 保育所地域活動事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学生、中学生、高校生、保育実習生との交流を行う。 小学生、中学生、高校生と読書交流や職場体験を通じた交流を実施した。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>交流回数</td> <td>16回</td> <td>12回</td> <td>12回</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各保育所(園)において、保育所の特性を生かし地域の高齢者との交流を行う。 地域の福祉会やデイケア施設等の訪問では保育所で習う歌や発表会で行った遊戯を披露したり、子どもや高齢者ができる簡単なゲームを通じてふれあいの場を設けた交流を実施した。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>交流回数</td> <td>6回</td> <td>6回</td> <td>6回</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	交流回数	16回	12回	12回		平成28年度	平成29年度	平成30年度	交流回数	6回	6回	6回
		平成28年度	平成29年度	平成30年度													
交流回数	16回	12回	12回														
	平成28年度	平成29年度	平成30年度														
交流回数	6回	6回	6回														
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 異年齢の人たちとの交流を通し、児童の社会性を養うことにつながった。 ○ 世代間のふれあい活動を行うことで、子どもたちの思いやりの心を育むことや高齢者の生きがいにつながる交流となった。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域行事などさまざまな地域活動の参加機会を検討していく。 																

【令和元年度の事業計画】

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 異年齢の人たちや世代間のふれあい活動を通し、児童の社会性を養い、保育所を地域資源として活用できるよう継続して実施する。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学生、中学生、高校生などとの交流を実施。 ○ 地域の高齢者の方々との交流を実施。

様式①

部	担当課
保健福祉部	子育て支援課

個別の人権問題	2・3				人権課題	救済・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	6	4	3	1	ひとり親家庭等自立支援事業	60
個別計画	子ども・子育て支援事業計画					
基本事業の概要	ひとり親家庭等に対し、各種資金の貸付、家庭生活支援員の派遣、給付金の支給等を行い、自立した生活を送ることにより児童の福祉の増進を図る。					
基本事業を構成する細事業	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業					
	2 母子父子家庭自立支援給付金事業					
	3 ひとり親家庭等日常生活支援事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	1. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業															
	○ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業では、ひとり親家庭の経済的自立や生活意欲の助長、その子どもの福祉の増進をはかるため、各種資金の貸付の受付を実施した。(県への進達)															
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>貸付者数</td> <td>21</td> <td>27</td> <td>14</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	貸付者数	21	27	14							
		平成28年度	平成29年度	平成30年度												
貸付者数	21	27	14													
2. 母子父子家庭自立支援給付金事業																
○ 高等職業訓練促進給付金事業では、ひとり親家庭が就職に有利な資格を取得する際に、3年を上限に毎月訓練促進費等を支給した。																
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>給付者数</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>10</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	給付者数	10	11	10								
	平成28年度	平成29年度	平成30年度													
給付者数	10	11	10													
○ 自立支援教育訓練給付金事業では、母子家庭の母及び父子家庭の父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料を助成した。																
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>助成者数</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	助成者数	2	0	2								
	平成28年度	平成29年度	平成30年度													
助成者数	2	0	2													
3. ひとり親家庭等日常生活支援事業																
○ ひとり親家庭等日常生活支援事業では、ひとり親家庭がさまざまな理由で、一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合に家庭生活支援員を派遣した。																
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>登録者数</td> <td>13</td> <td>18</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>要支援者数</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>支援回数(延)</td> <td>49</td> <td>48</td> <td>34</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	登録者数	13	18	16	要支援者数	7	8	6	支援回数(延)	49	48	34
	平成28年度	平成29年度	平成30年度													
登録者数	13	18	16													
要支援者数	7	8	6													
支援回数(延)	49	48	34													
事業の成果・課題	【成果・評価】															
	○ 支援を必要としている市民に対し、適切な支援を行うことができた。															
	【課題】															
	● 引き続き支援が必要な市民に対し、確実に制度を周知できるよう、情報提供のあり方について検討する必要がある。															

【令和元年度の事業計画】

方向性	○ ひとり親家庭等の生活安定とその子どもの福祉の増進を図るために重要な事業であり、今後も市民に対して事業の周知・啓発を行う。
計画	○ 市のホームページをはじめ、子育てBOOK、福祉のしおり等、さまざまな手法を用いて事業の内容を周知するとともに、相談体制を充実させていく。

部	担当課
保健福祉部	子育て支援課

個別の人権問題	2・3				人権課題	救済・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	6	4	4	1	児童権利擁護事業	59
個別計画	子ども・子育て支援事業計画					
基本事業の概要	児童の養育等に関する悩みの解決を図るため、家庭児童相談や要保護児童等の支援を適切に行うとともに、児童虐待の予防と早期発見に努め、緊急時の一時保護等により児童の最善の利益を保障する支援を行う。					
基本事業を構成する細事業	1 家庭児童相談支援事業 2 要保護児童等対策支援事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>1. 家庭児童相談支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭児童相談室に1名の職員を新たに採用し、合計3名の非常勤職員（任期付職員）を配置し、家庭・児童に関する相談・支援体制を充実した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談者数(実人数)</td> <td>1,646</td> <td>1,715</td> <td>1,455</td> </tr> <tr> <td>相談件数(延)</td> <td>4,076</td> <td>6,433</td> <td>13,000</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年度、児童家庭相談システムの導入に伴い、「相談者数」及び「相談件数」のカウント方法を見直した。また、システム導入により、相談者の経過記録を詳細に管理できるようになったことで、正確な情報共有と適切な支援につなげることができるようになった。 		平成28年度	平成29年度	平成30年度	相談者数(実人数)	1,646	1,715	1,455	相談件数(延)	4,076	6,433	13,000
		平成28年度	平成29年度	平成30年度									
相談者数(実人数)	1,646	1,715	1,455										
相談件数(延)	4,076	6,433	13,000										
<p>2. 要保護児童等対策支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要保護児童対策地域協議会の代表者会議、実務者会議、全体会議、個別ケース会議を開催し、関係機関によるケース検討等を行いながら最善の支援を行った。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議開催数</td> <td>28</td> <td>28</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>ケース数(延)</td> <td>1,422</td> <td>1,314</td> <td>769</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年度、児童家庭相談システムの導入により、相談者の経過記録を詳細に管理できるようになったことで、正確な資料に基づいたケース会議が開催でき、迅速な支援につなげることができた。 ○ 児童虐待防止啓発事業として、市内小中学校の保護者に対し、一斉メールやチラシを活用し、児童虐待防止推進月間の呼びかけを行った。 ○ 一般市民向けに街頭啓発事業を実施するとともに、幼稚園児や保育園児の保護者向けに、児童虐待防止啓発チラシを配布した。 ○ 市内小中学校の全児童生徒に対し、本人からのSOSにつなげるため、児童虐待防止シール付きの啓発用クリアファイルを作成し配布した。 		平成28年度	平成29年度	平成30年度	会議開催数	28	28	84	ケース数(延)	1,422	1,314	769	
	平成28年度	平成29年度	平成30年度										
会議開催数	28	28	84										
ケース数(延)	1,422	1,314	769										
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所・幼稚園・学校との連携を緊密にするなど、相談・支援体制を充実したことで、要保護、要支援児童等の早期発見、早期対応につなげることができた。 ○ 相談件数が増加していることや相談内容が複雑かつ多岐にわたることから、児童相談所での実務経験が豊富で専門的知識を有したスーパーバイザー1名を引き続き配置した。 ○ 児童家庭相談システムを導入したことで、相談者の経過記録等を適切に管理することができた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 引き続き、個々の相談記録等の管理を徹底し、適切な支援を実施していく必要がある。 												

【令和元年度の事業計画】

方向性	○ 児童に関する相談等は、複雑で処遇困難なケースが増加傾向にあり、関係機関の協力なくして支援・解決が困難である。今後も関係機関等との連携を緊密にし適切な支援につなげる。
計画	○ 要保護児童の適切な保護・支援をはじめ、早期発見・早期対応を図るために、専門的知識と実務経験が豊富なスーパーバイザーを引き続き配置し、関係機関との連携を図りながら支援体制を強化していく。

部	担当課
保健福祉部	介護支援課

個別の人権問題	4				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	6	5	1	4	高齢者社会参画支援事業	61
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画					
基本事業の概要	主に65歳以上を対象とし、住民主体の介護予防活動の育成・支援を行うとともに、現在介護認定を受けていない高齢者が要介護状態にならないように予防をしていくきっかけの創出を目的とする。					
基本事業を構成する細事業	1 高齢者等介護予防サポーター活動支援事業					
	2 高齢者外出促進事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>1. 高齢者等介護予防サポーター活動支援事業</p> <p>○ 高齢者が地域の公民館や高齢者施設等において食事づくり、運動、音楽及び話し相手等のボランティア活動を行うことで、高齢者自身の社会参加の促進や生きがいづくりに資するとともに、地域や高齢者施設等での介護予防を進めた。</p>											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護予防登録者数</td> <td>213</td> <td>238</td> <td>199</td> </tr> <tr> <td>活動回数(延)</td> <td>2,662</td> <td>2,200</td> <td>3,409</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 高齢者外出促進事業</p> <p>○ 高齢者に対し、古賀市で実施される文化、スポーツ、教養等に係る催事等の情報を提供することで社会参加を促進する。お出かけシールを催事等の会場で集めることでゲーム性を高め、一層外出を促進する。 (シール5枚で1回の抽選資格が付与され、当たれば健康グッズ等と引き換えができる)</p>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	介護予防登録者数	213	238	199	活動回数(延)	2,662	2,200
	平成28年度	平成29年度	平成30年度									
介護予防登録者数	213	238	199									
活動回数(延)	2,662	2,200	3,409									
事業の成果・評価・課題	<p>1. 【成果・評価】</p> <p>○ 市民ボランティアが地域の公民館や高齢者施設において運動や音楽等の健康づくりを推進した。</p> <p>○ 市民ボランティアを行う高齢者自身に社会貢献の自覚が芽生え、生きがいを創出している。</p> <p>【課題】</p> <p>● 今後も高齢者が増えることが想定され、住みなれた地域で安心して暮らせるための多様なニーズに 대응していく必要がある。</p>											
	<p>2. 【成果・評価】</p> <p>○ 事業の定着が進み、年々情報冊子の完成を待っている高齢者が増えている。</p> <p>【課題】</p> <p>● 通年での事業実施を要望する声もあるが、当該年度の催事情報の収集及び情報冊子の作成期間(4月～5月)が必要であるため、要望に答えられていない。</p> <p>● 参加者が固定化しないように情報の発信や運営を工夫する必要がある。</p>											

【令和元年度の事業計画】

方向性	<p>○ 市が支援するボランティア活動の領域を広げ、高齢者が安心して暮らすための生活支援を充実させる。</p> <p>○ 地域活動サポートセンター「ゆい」で養成している運動サポーター及び音楽サポーターの活動を活性化し、地域の公民館等における介護予防活動を支援する。</p> <p>○ 広く情報提供を行うことで多くの高齢者の関心を喚起し、新規の高齢者の社会参加を促す。</p> <p>○ 高齢者の外出をさらに促進するため、新たな事業の企画等も含めた民間委託等を検討する。</p>
計画	<p>○ 地域の多様なニーズを把握するとともに、そのニーズに応えられるサポーターを養成するため、サポーター研修を充実させる。</p> <p>○ 単純な情報提供ではなく、参加者に支持されている情報冊子やシール、抽選による景品贈呈といったゲーム性を維持しながら、継続して実施する。</p>

様式①

部	担当課
保健福祉部	介護支援課

個別の人権問題	4				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	6	5	2	1	高齢者包括支援事業	61
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画					
基本事業の概要	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者に関する相談・支援体制を構築するとともに、成年後見制度利用支援等による高齢者の権利擁護の取組を行う。					
基本事業を構成する細事業	1 総合相談支援事業					
	2 高齢者緊急一時保護事業					
	3 高齢者虐待対策事業					
	4 高齢者成年後見制度利用支援事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	1. 総合相談支援事業（実数）			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
	新規相談件数	746	657	873
	新規後継対応件数	127	203	288
事業の成果・評価・課題	2. 高齢者緊急一時保護事業 平成30年度事業実績:0件			
	3. 高齢者虐待対策事業			
	4. 高齢者成年後見制度利用支援事業 （権利擁護関連相談）			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
成年後見制度	9	9	9	
虐待関連	20	17	14	
その他	11	7	5	

【成果・評価】

- 社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員等の専門職が中心となり、地域包括支援センターに寄せられた相談に対して、介護、福祉、医療機関、高齢者関連施設への入所などの支援を行うとともに、必要に応じて成年後見制度の紹介を行うなど、高齢者の尊厳ある生活の実現に向けた窓口機能を果たした。
- 地域包括支援センター機能について、地域での集いの場や出前講座の機会を捉えて呼びかけ・周知を行った。
- 虐待案件に対し、迅速にコアメンバー会議を開催し、緊急性の判断や支援方法を検討し対応した。

【課題】

- 高齢者の増加に伴い相談件数も増えることが見込まれ、それらにきめ細かな対応を行うためにも、地域や他機関との更なる連携や、地域包括支援センターの相談体制の充実が必要である。

【令和元年度の事業計画】

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センター機能の周知と相談体制の充実を図りながら、地域や他機関との連携を強化して高齢者総合相談事業を実施していく。 ○ 成年後見制度や虐待防止の周知を図りながら、関係機関と連携して高齢者の権利擁護体制の充実を図っていく。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域活動の場や出前講座等による地域包括支援センターの周知。（相談、虐待防止、成年後見制度等） ○ 地域包括支援センター職員の資質向上と相談体制の充実。 ○ 高齢者のみの世帯や認知症高齢者の増加に伴い、更なる高齢者虐待防止や早期発見に努め、権利擁護事業を推進していく。

部	担当課
保健福祉部	介護支援課

個別の人権問題	4	人権課題	救済			
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	6	5	2	3	高齢者在宅生活支援事業	61
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画					
基本事業の概要	在宅サービス等の提供や、認知症サポーター養成及び見守りネットワークの構築により、高齢者が住みなれた地域で最期まで安心して暮らせるようにする。					
基本事業を構成する細事業	1 民間事業者高齢者見守り事業					
	2 認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業					
	3 認知症サポーター養成事業					
	4 高齢者24時間見守り事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	1. 民間事業者高齢者見守り事業																
	○ 市内事業者と高齢者の見守りに関する協定書を締結し、高齢者の生活の異変をすばやく把握できるようにした。協定締結事業者(平成30年度末時点):17事業者																
	2. 認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業																
	○ 警察及び近隣自治体と連携して、徘徊のおそれがある人の事前登録と捜索協力メールの配信等を行うことで、行方不明になった高齢者を早期に発見できる仕組みを整えた。																
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>事前登録者数</td> <td>17</td> <td>20</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>捜索協力者数</td> <td>554</td> <td>596</td> <td>664</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	事前登録者数	17	20	33	捜索協力者数	554	596	664				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度														
事前登録者数	17	20	33														
捜索協力者数	554	596	664														
	3. 認知症サポーター養成講座																
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>実施回数</td> <td>13</td> <td>18</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>サポーター養成(人)</td> <td>770</td> <td>1,048</td> <td>1,384</td> </tr> <tr> <td>サポーター数累計</td> <td>6,097</td> <td>7,145</td> <td>8,529</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	実施回数	13	18	15	サポーター養成(人)	770	1,048	1,384	サポーター数累計	6,097	7,145	8,529
	平成28年度	平成29年度	平成30年度														
実施回数	13	18	15														
サポーター養成(人)	770	1,048	1,384														
サポーター数累計	6,097	7,145	8,529														
	<p>内訳 小学生対象 実施回数8回 ジュニアサポーター 養成数: 555 人</p> <p>中学生対象 実施回数3回 (市内3中学校) 養成数: 772 人</p> <p>成人向け 実施回数4回 養成数: 57 人</p>																
	4. 高齢者24時間見守り事業(安否確認緊急対応コール事業)																
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>設置人数</td> <td>89</td> <td>96</td> <td>84</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	設置人数	89	96	84								
	平成28年度	平成29年度	平成30年度														
設置人数	89	96	84														
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】																
	○ 民間事業者高齢者見守り事業により異変が起こった高齢者2人に対応することができた。																
	○ 捜索協力者や事前登録者は増加している。平成30年度は2件の捜索メール配信があり、捜索活動の一助となった。																
	○ 認知症サポーター養成講座においては、古賀中学校1年生・古賀東中学校全学年・古賀北中学校1年生と市内全中学校で実施し、小学校のオレンジ教室の学び返しができる。																
	○ 安否確認緊急対応コールの利用者については、希望があれば人感センサーを無償で設置している。また、オペレーターによる買い物等の取次ぎサービスも実施している。																
	【課題】																
	● 現状を維持しつつ、更なる見守り体制のあり方について検討を行う必要がある。																
	● 徘徊高齢者の捜索件数が増加していることから、他機関との迅速な連携方法を検討する必要がある。																
	● SOSネットワーク事業の効果を高めるためには、事前登録者や捜索協力者を増やす必要がある。そのため、より効果的な周知・啓発方法等について検討・実施する必要がある。																

【令和元年度の事業計画】

方向性	○ 民間事業者との高齢者見守り体制を維持していく。
	○ 認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業の事前登録者及び捜索協力者を増やしていく。
	○ 市民や小・中学生を対象に、認知症サポーター養成講座を継続実施する。
	○ 安否確認緊急対応コール事業のさらなる周知を図る。
計画	○ 民間事業者との高齢者見守り体制の構築。
	○ 認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業の事前登録者及び捜索協力者の拡大。
	○ 認

部	担当課
保健福祉部	福祉課

個別の人権問題	5				人権課題	救済・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	6	6	1	3	障害者相談支援事業	63
個別計画	第3期古賀市障害者基本計画					
基本事業の概要	障がい者の不安や悩みを解消し、地域で安心して暮らすことができるよう、支援体制を整備する。					
基本事業を構成する細事業	1 障害者相談事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 来所や電話などで障がい者やその家族からの相談に応じ、関係機関と連携を図りながら支援を行った。 ・ 障がい者やその家族が相談員となり助言等を行う、「ピアカウンセリング」を実施した。 															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>相談件数</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者生活支援センター「咲」</td> <td>1,812</td> <td>1,280</td> <td>1,364</td> </tr> <tr> <td>地域活動支援センター「みどり」</td> <td>1,209</td> <td>972</td> <td>1,004</td> </tr> <tr> <td>ピアカウンセリング</td> <td>47</td> <td>64</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table>	相談件数	平成28年度	平成29年度	平成30年度	障害者生活支援センター「咲」	1,812	1,280	1,364	地域活動支援センター「みどり」	1,209	972	1,004	ピアカウンセリング	47	64
相談件数	平成28年度	平成29年度	平成30年度													
障害者生活支援センター「咲」	1,812	1,280	1,364													
地域活動支援センター「みどり」	1,209	972	1,004													
ピアカウンセリング	47	64	45													
事業の成果・評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2市1町(福津市・古賀市・新宮町)障害者地域支援ネットワーク協議会を定期的に開催し、情報や課題を共有し、解決策を検討した。 															
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>障害福祉サービス事業者(実務担当者)連携会議</td> <td>6回</td> </tr> <tr> <td>市内外の障害福祉サービス事業者での就労部会</td> <td>12回</td> </tr> <tr> <td>2市1町(福津市・古賀市・新宮町)障害者地域支援ネットワーク協議会事務局会議</td> <td>12回</td> </tr> </tbody> </table>	障害福祉サービス事業者(実務担当者)連携会議	6回	市内外の障害福祉サービス事業者での就労部会	12回	2市1町(福津市・古賀市・新宮町)障害者地域支援ネットワーク協議会事務局会議	12回									
障害福祉サービス事業者(実務担当者)連携会議	6回															
市内外の障害福祉サービス事業者での就労部会	12回															
2市1町(福津市・古賀市・新宮町)障害者地域支援ネットワーク協議会事務局会議	12回															
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「咲」や「みどり」に相談窓口を設け面談や電話等を通じて、障がい者及びその家族の心配事や質問に対し、助言や情報提供等の支援を行った。 ○ 2市1町障害者地域支援ネットワーク協議会において、さまざまなテーマで研修会を開催し、多分野・多職種の連携を図ることができた。 															
	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 会議や研修会参加者のニーズをふまえ内容を検討しつつ、引き続き支援者に対する研修会を実施する必要がある。 															

【令和元年度の事業計画】

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、障がい者やその家族に対し相談支援を行い、障がい者が安心して生活が送れるよう事業を継続する。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2市1町障害者地域支援ネットワーク協議会の中の各専門部会において、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者と情報を共有し、支援する側のスキルアップを行い、障がい者の不安や悩みの解消に努める。

部	担当課
保健福祉部	福祉課

個別の人権問題	5				人権課題	救済・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	6	6	2	3	障害者社会参加支援事業	63
個別計画	第3期古賀市障害者基本計画					
基本事業の概要	障がい者の自立と社会参加の促進を図るとともに、障がい者雇用の促進へつなげる。					
基本事業を構成する細事業	1 障害者就労促進事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 職場体験の機会の提供 職場体験の場を確保し、障がい者に職業選択の機会を提供するとともに、障がいについて雇用者の理解を深めることができた。								
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>実施件数(延)</td> <td>77</td> <td>78</td> <td>97</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	実施件数(延)	77	78	97
		平成28年度	平成29年度	平成30年度					
	実施件数(延)	77	78	97					
○ 就労支援セミナー 就労に対する意欲や関心を高めるため、障がい者や支援者に対し「就労支援セミナー」を開催した。									
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>実施回数</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	実施回数	2	2	2	
	平成28年度	平成29年度	平成30年度						
実施回数	2	2	2						
事業の成果・評価・課題	○ 1日職業体験ツアー 就労の前段階として、障がい者が社会参加の喜びや楽しさを感じてもらうため「1日職業体験ツアー」を開催した。								
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>実施回数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	実施回数	1	1	1
		平成28年度	平成29年度	平成30年度					
	実施回数	1	1	1					
【成果・評価】 ○ 職場体験を行った事業所への就労につながった。 ○ セミナー後のアンケートでは、「参考になった」・「仕事してみたいと感じた」と回答された方が過半数を超えた。									
【課題】 ● 新たな職場体験の場を確保できるよう関係機関と連携するとともに、参加者のニーズに合致したセミナーやツアーを企画する必要がある。									

【令和元年度の事業計画】

方向性	○ 引き続き、障がい者の自立や社会参加の促進を図るため、事業を継続する。
計画	○ 関係機関と連携し職場体験の場を確保するとともに、就労部会においてセミナーやツアーの内容、回数を計画し、社会参加や就労意欲の向上と就労定着を図る。

様式①

部	担当課
保健福祉部	隣保館

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	6	7	1	1	生活相談事業	65
個別計画						
基本事業の概要	同和問題をはじめさまざまな人権問題解決に向け、市民からの相談内容に応じた支援を行なう。					
基本事業を構成する細事業	1 生活相談事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○ 隣保館設置運営要綱において、隣保館の基本事業として規定されている相談事業(生活・教育・就労等)については、古賀市消費生活センターや古賀弁護士相談センターと相互に連携することで、相談機能の充実が図れた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>218</td> <td>236</td> <td>438</td> </tr> </tbody> </table>					平成28年度	平成29年度	平成30年度	相談件数	218	236	438
		平成28年度	平成29年度	平成30年度								
相談件数	218	236	438									
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 隣保館窓口での対応だけでなく、各集会所周辺地域住民からの相談についても、隣保事業参加者を通じ、さまざまな相談を受けられる体制づくりを行った。 ○ それぞれの相談内容に応じて、関係部署(市役所、消費生活センター、弁護士相談センター等)につなげることで、市民が抱える問題の早期解決につなげるよう努めた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生活・教育・就労等、さまざまな問題を抱える住民が、より相談しやすい環境づくりや周知方法等について検討する必要がある。 ● 高齢化が進む中で、「どこに相談したら良いのか分からない」「相談に出かけることが難しい」といった声も聞かれることから、市民周知をはじめニーズに合わせた相談体制(相談窓口)を充実していく必要がある。 											

【令和元年度の事業計画】

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 隣保館の相談機能をさらに強化する。 ○ 従来の隣保館相談事業・古賀弁護士相談センター(総務課)・古賀市消費生活センター(商工政策課)連携によるワンストップ相談機能を充実し、更に関係部署との連携も強化し市民が抱える悩みや課題の解決に取り組む。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 隣保事業を通じ、市民が抱える悩みや問題の早期解決へつなげる。 ○ 関係機関と緊密に連携し、より充実した相談体制の構築を図る。

部	担当課
建設産業部	商工政策課

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・9				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	6	7	2	1	就労支援事業	65
個別計画						
基本事業の概要	市民及び就業後に市民となられる方を対象に、無料職業紹介所を開設することにより、就労支援を行う。					
基本事業を構成する細事業	1 職業紹介事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○ 開設日時：月～金曜日の平日の10:00～17:00 業務内容：求職者へのキャリアカウンセリング（履歴書の書き方、面接の心得など） 求職者と求人企業とのマッチング 求人企業の発掘</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就職決定者数(延)</td> <td>403</td> <td>371</td> <td>355</td> </tr> <tr> <td>新規求職者数</td> <td>403</td> <td>294</td> <td>361</td> </tr> <tr> <td>就職決定率(%)</td> <td>100</td> <td>126.2</td> <td>98.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※就職決定率＝就職決定者数(延数)÷新規求職者数</p>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	就職決定者数(延)	403	371	355	新規求職者数	403	294	361	就職決定率(%)	100	126.2	98.3
		平成28年度	平成29年度	平成30年度													
就職決定者数(延)	403	371	355														
新規求職者数	403	294	361														
就職決定率(%)	100	126.2	98.3														
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業への就労を通して多くの市民の生活安定を図り、一人ひとりが豊かに暮らせる社会を実現することに寄与できた。 ○ 市内で開催される人権研修会等に相談員が参加することで、人権感覚の向上を図ることができた。 ○ 無料職業紹介所の場所を、より立ち寄りやすいスペースに移転したことで、誰でも利用しやすい環境を確保できた。また、無料職業紹介所に隣接する既存の相談室を利用できるようになったことから、これまで以上に利用者のプライバシーが守られる環境が整った。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 採用後の状況も注視し、離職状況・就業環境等の追跡調査を実施する必要がある。 																

【令和元年度の事業計画】

方向性	○ 就職決定者数等のみに着目するのではなく、求職者1人1人の生活に合った職業紹介ができることを目標とする。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 求職者、求人者双方からの聞き取り、相談を丁寧に行う。 ○ 求職者へのキャリアカウンセリングは、本人の状況を見極め、必要に応じ基本的な生活指導も丁寧に行う。（決まった時間に起きる等） ○ 求職者、求人者双方に対する効果的な周知方法を検討する。

様式①

部	担当課
保健福祉部	隣保館

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	6	7	2	1	就労支援事業	65
個別計画						
基本事業の概要	就労希望者を対象にパソコン講座を開催し、就労に必要な技術を高め、就労へつなげる。					
基本事業を構成する細事業	1 職業技能教育事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未就労者へ就労を目的とした事業(パソコン講座)を実施。 ○ 平成28年度までは、全課程の受講に約2か月要していたことから、平成29年度からは、より早く就労につなげるために、ゼロからのパソコン講座・初級講座・中級講座を1本化し、短期集中形式(3週間程度)で実施することとした。 											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講生(実人数)</td> <td>32</td> <td>33</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>うち就労決定者</td> <td>32</td> <td>15</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	受講生(実人数)	32	33	24	うち就労決定者	32	15
	平成28年度	平成29年度	平成30年度									
受講生(実人数)	32	33	24									
うち就労決定者	32	15	20									
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ パソコン講座を受講することで、より就労意欲が向上し、就職率も上がっている。 ○ 夜の時間帯を取り入れたことで、これまで昼間参加できなかった市民が、参加しやすい環境を整えることができた。また、事業終了時に行うアンケート結果や無料職業紹介所との連携(情報提供)によって、参加者の就職したいという意欲も高まっていることが把握できた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 夜の部のコース開催時期が、小中学校の夏休み期間や年末に近いこともあったためか、参加者が少なかったため、次年度は開催時期を検討する必要がある。 											

【令和元年度の事業計画】

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民の就労促進につなげていくため、無料職業紹介所や福祉課と連携し就労支援パソコン講座を開催する。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 午前中での実施、夜の時間帯での実施など、市民のニーズに合わせた事業を開催する。 ○ 30年度の課題をふまえ、夜の部の開催時期を検討。

様式①

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	3				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	6	7	2	2	学童保育所保育事業	65
個別計画						
基本事業の概要	児童が安心、安全かつ健全に放課後等を過ごすことができるよう、学童保育所を開設(委託)し、事務事業等を確実にを行うことで、保護者の就労支援を図る。					
基本事業を構成する細事業	1 学童保育所管理運営事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童が安心、安全かつ健全に放課後等を過ごすことができるよう学童保育所運営の事務事業を確実に実施した。 ・ 学童保育所連絡協議会 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>実施回数</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※施設長と学童保育の計画的な運営について協議した。 ・ 学童保育所要支援児童等入所指導委員会 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>実施回数</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※ 特別な支援が必要な児童に対して、サポートを行う指導員をどれだけ配置するべきか協議を行った。 ○ 指導員の人権感覚を磨くために、特別支援教育の視点に立った研修会を実施した。(年1回) 		平成28年度	平成29年度	平成30年度	実施回数	2	2	2		平成28年度	平成29年度	平成30年度	実施回数	8	8	8
		平成28年度	平成29年度	平成30年度													
実施回数	2	2	2														
	平成28年度	平成29年度	平成30年度														
実施回数	8	8	8														
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの発達段階に応じた「古賀市学童保育所保育計画基底版」を各学童保育所に示し、年間計画とデイリープログラムの作成を求めたことで、学童保育の充実と計画的な運営につながった。 ○ 学童保育に対するニーズが年々高まっており、安全かつ適正な学童保育所の運営及び指導員、施設の確保を継続して行うことで、待機児童0を堅持することができた。 ○ 委託先任せにせず、必要に応じて学童保育所に出向いたり施設長及び指導員と協議の場をもつことで、課題解決につながった。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学童保育所の入所児童が増えているなか、必要な指導員の確保が難しくなっている。 																

【令和元年度の事業計画】

方向性	○ 学童保育に対するニーズが年々高まっており、安心、安全かつ健全に放課後を過ごすことができる学童保育所の運営を継続させ、待機児童を出さないようにする。
計画	○ 児童が学童保育所において安心、安全かつ健全に過ごすことができるよう、委託先施設長及び指導員との連携を緊密にし運営の充実にも努めるとともに、研修を通し指導員の人権感覚の向上を図る。

様式①

部	担当課
保健福祉部	予防健診課

個別の人権問題	10				人権課題	救済・啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	6	7	4	1	心の健康づくり啓発事業	66
個別計画						
基本事業の概要	生活全般や体の健康に大きな影響を与える心の健康を支え、ひいては自殺を予防する。					
基本事業を構成する細事業	1 心の健康づくり啓発事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市における自殺の現状をふまえた自殺予防の効果的な施策を推進するため、「古賀市いのち支える自殺対策計画」を策定した。 ○ 広報やパネルの掲示(サンコスモ古賀内に常時掲示)、自殺予防月間(3月)には横断幕を設置して、自殺予防の啓発を行った。 ○ 自殺予防対策として、自殺の複合的な要因の一つであるストレスやうつに関する知識の向上及び理解の促進を図るため、市民及び市職員向けのゲートキーパー研修会をそれぞれ実施した。 											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民向け研修会参加者数</td> <td>46</td> <td>59</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>市職員向け研修会参加者数</td> <td>291</td> <td>352</td> <td>314</td> </tr> </tbody> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	市民向け研修会参加者数	46	59	61	市職員向け研修会参加者数	291	352
	平成28年度	平成29年度	平成30年度									
市民向け研修会参加者数	46	59	61									
市職員向け研修会参加者数	291	352	314									
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺対策基本法に基づき、市における自殺の現状をふまえた自殺予防の効果的な施策を推進するため、「古賀市いのち支える自殺対策計画」を策定することができた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「古賀市いのち支える自殺対策計画」に基づいた事業を確実に遂行するためにも、進捗管理を徹底していく必要がある。 ● 自殺対策に関わる人材の養成と資質向上、及びそれらの人材との連携を促進していくため、市職員はもとより、市民に対する継続した意識向上の取組が必要である。 											

【令和元年度の事業計画】

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺者ゼロをめざし、「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」の低減と「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」の増加を図る。 ○ 市の各事業の中で「自殺予防の視点、意識」を加えることにより、庁内横断的に取り組むとともに、関係機関と連携し自殺予防を図る。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺対策にかかる人材の確保、養成及び資質の向上のため、市職員及び市民向けゲートキーパー研修を継続して実施する。 ○ 「古賀市いのち支える自殺対策計画」に基づき、庁内各課と連携しながら自殺対策を推進するとともに、医師や有識者等で構成する「健康づくり推進協議会」による進捗管理を実施する。

部	担当課
市民部	人権センター

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10				人権課題	救済・教育・啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	7	1	1	2		
個別計画	古賀市人権施策基本指針					
基本事業の概要	市内人権関係機関・団体に対し財政的支援を行うことで、本市の人権施策の推進に共働で取り組む。					
基本事業を構成する細事業	1 同和地区改善活動支援事務					
	2 人権擁護委員活動支援事務					
	3 社会人権・同和教育推進事務					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	1. 同和地区改善活動支援事務												
	○ 補助金交付要綱に基づき補助金を交付し、同和地区関係団体の自主的活動を支援するとともに、市の人権施策を共働で推進することができた。												
	2. 人権擁護委員活動支援事務												
	○ 補助金交付要綱に基づき、人権擁護委員に対し補助金を交付し、人権擁護活動を支援した。												
	・ 人権の花運動(3小学校3学年対象)												
・ 毎月5がつく日に人権相談「そうだん5(ファイブ)」を実施した。													
3. 社会人権・同和教育推進事務													
○ 社会教育の側面から人権教育・啓発活動を推進するため、古賀市社会「同和」教育推進協議会(以下「社同推」という。)に事業委託し、市民に対する人権教育・啓発活動を行った。													
・ 小学校8校区において各校区年2回「校区人権啓発研修会」を実施した。													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者数(8校区)</td> <td>537</td> <td>573</td> <td>457</td> </tr> </tbody> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	参加者数(8校区)	537	573	457				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度										
参加者数(8校区)	537	573	457										
・ 全市民を対象とした「みんなの人権セミナー」を全6回実施した。													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者数(全6回)</td> <td>1,493</td> <td>1,198</td> <td>1,851</td> </tr> </tbody> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	参加者数(全6回)	1,493	1,198	1,851				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度										
参加者数(全6回)	1,493	1,198	1,851										
※第6回目は「いのち輝くまち☆こが」の特別講座として実施した。													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別講座</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>139</td> <td>136</td> <td>112</td> </tr> </tbody> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	特別講座				参加者数	139	136	112
	平成28年度	平成29年度	平成30年度										
特別講座													
参加者数	139	136	112										
事業の成果・評価・課題	1. 【成果・評価】												
	○ 同和問題解決のための啓発活動や人権侵害救済のための法整備等に関する国への要請行動、地域で人権相談などに取り組む団体と、共働で人権啓発や人権施策を推進することができた。												
	2. 【成果・評価】												
	○ 市民からのさまざまな人権相談に対応し、解決に向けた支援を行うことができた。												
	○ 人権の花運動を市内小学校で実施することで、児童・生徒の人権意識の高揚を図ることができた。												
3. 【成果・評価】													
○ 市民の人権意識の高揚と、人権のまちづくりの推進につなげることができた。													
○ みんなの人権セミナーでは、古賀市立PTCA連合会や学校人権教育研究協議会、福岡県と共催で実施することができた。													
【課題】													
● 社同推による校区人権啓発研修会への参加者を増やし効果を高めるため、開催日時や内容などについて、校区代表者等と十分な事前協議を行う必要がある。													

【令和元年度の事業計画】

方向性	○ 同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決を図るため、引き続き人権関係団体に対し財政的支援を行うとともに、今後も人権のまちづくりの推進に共働して取り組む。
計画	○ 人権関係団体に対し財政的支援を行い、人権のまちづくりに取り組む。

部	担当課
保健福祉部	隣保館

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10				人権課題	教育・啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	7	1	1	5	隣保事業推進事業	68
個別計画						
基本事業の概要	すべての市民の人権が守られるまちをめざし、文化教養向上事業を通して参加者の人権意識向上を図る。また、これら隣保館の取組を市広報紙等で紹介し、地域啓発を行なう。					
基本事業を構成する細事業	1 文化教養向上事業					
	2 隣保事業情報発信事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	1. 文化教養向上事業							
	○ 生花教室・民舞教室・パソコン教室を隔週、隣保館及び2集会所で実施した。(各教室 年24回)							
	・ 生花教室(1教室)							
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	参加者数	8	8
	平成28年度	平成29年度	平成30年度					
参加者数	8	8	8					
・ 民舞教室(2教室)								
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	参加者数	10	10	10
	平成28年度	平成29年度	平成30年度					
参加者数	10	10	10					
・ パソコン教室(1教室)								
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>4</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	参加者数	8	0	4
	平成28年度	平成29年度	平成30年度					
参加者数	8	0	4					
2. 隣保事業情報発信事業								
○ 隣保館の施設や隣保館で行っている事業などについて、市公式ホームページに掲載し周知した。								
○ 市広報紙のヒューマンライツコーナーを活用し、人権啓発記事を掲載した。(1月、3月)								
○ 小中学生を対象とした事業の募集案内を、青少年育成課の情報紙「こがっち」に掲載した。								
事業の成果・評価・課題	1. 【成果・評価】							
	○ 経済的格差やさまざまな事情によって文化・教養を身につける機会を保障されなかった人たちの学びの場となった。 【課題】 ● 各教室の参加者が固定化してきているため、新たな参加者を募る方策を検討する必要がある。 ● パソコン教室は、参加希望者の減少により、計画通り実施できていないことから、市民のニーズを把握しそれに応えられる事業内容を企画する必要がある。							
2. 【成果・評価】								
○ 既存の広報ツールの活用をはじめ、関係部署と連携して情報発信することができた。 【課題】 ● 隣保館で取り組む事業や人権情報の効果的な発信方法等について、更に検討する必要がある。								

【令和元年度の事業計画】

方向性	○ 隣保館で行う事業への参加者を増やし、交流による人権意識の向上と人権課題の解決をめざし、啓発と情報発信に努める。 ○ 市民のニーズを的確に把握し、それに応えられる事業の企画・実施と、効果的な周知・啓発を行う。
計画	○ 文化教養教室については、年24回実施する。 ○ 隣保館及び2集会所で生花教室・民舞教室・パソコン教室を実施する。 ○ パソコン教室については、市民のニーズを把握しながら内容を検討する。 ○ 隣保館の役割や事業のPRも含め、人権に関する効果的な情報発信を行う。

様式①

部	担当課
市民部	人権センター

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	7	1	1	7	人権相談事業	68
個別計画	古賀市人権施策基本指針					
基本事業の概要	市民を対象に、人権問題や悩み事の解決を図るため、相談窓口を開設し適切な対応と助言を行う。					
基本事業を構成する細事業	1 人権相談事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎月5が付く日に、人権擁護委員及び行政相談委員による「そだん5(ファイブ)」を開設し、市民が抱えるさまざまな人権課題や悩みの解決に向けた支援を行った。 			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
	相談件数(延)	42	35	45
事業の成果・評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 6月1日が「人権擁護委員の日」であることから、古賀市における「特設人権相談所」の開設などについて街頭啓発を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・実施日 5月15日 ・実施場所 サンリブ、ハロディ(2箇所) ○ 古賀市「特設人権相談所」を開設した。 <ul style="list-style-type: none"> ・開設日 6月5日 ・相談者 2名 			
	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談内容によって関係課との情報共有・情報提供等を行うなど、連携して取り組むことができた。 ○ 人権にかかわる問題や近隣とのトラブルなど、身近で困っていることに対し、人権擁護委員や行政相談委員が相談者に寄り添い、問題解決につなげることができた。 ○ 6月の「人権擁護委員の日」に向け、市広報紙への掲載や街頭啓発の際に「そだん5(ファイブ)」の啓発カードを配布したことで、市民への周知を図ることができた。 ○ 市の人権擁護委員は、法務局によるスキルアップ研修等を受講するとともに、市職員においても、相談員としての専門研修を受講するなど、ともに資質向上を図ることができた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 相談内容も複雑・多様化してきているため、さらなるスキルアップを図る必要がある。 			

【令和元年度の事業計画】

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権相談等の内容が複雑・多様化してきているため、市役所内及び関係各機関等と緊密に連携し、相談者に寄り添いながら人権擁護活動を推進していく。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎月5の付く日に「そだん5(ファイブ)」を開設するとともに、6月の人権擁護委員の日に向けた街頭啓発及び「特設人権相談所」を開設する。

部	担当課
市民部	人権センター

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10				人権課題	教育・啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	7	1	2	1	人権教育・啓発事業	68
個別計画	古賀市人権施策基本指針					
基本事業の概要	同和問題をはじめあらゆる差別の解決に向けて、行政と市民が一体となり「いのち輝くまちづくり」を推進する。					
基本事業を構成する細事業	1 人権教育事業					
	2 人権尊重啓発事業(人権を尊重する市民の集い事業)					
	3 人権啓発事業					
	4 人権・同和教育事業(各団体人権研修事業)					
	5 人権尊重啓発事業(人権尊重推進委員会事務局事務)					
	6 同和問題啓発事業(同和問題を考える市民のつどい事業)					
	7 人権教育研究事業(「同和」教育研究大会事業)					
	8 次世代人権リーダー育成事業					
	9 人権教育・啓発情報発信事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	1. 人権教育事業			
	○ 福岡県社会人権・同和教育担当者協議会福岡ブロック研修会や糟屋地区社会人権・同和教育担当者会議に参加し、職員の資質向上を図った。(12回/年)			
	2. 人権尊重啓発事業(人権を尊重する市民の集い事業)			
	○ 「いのち輝くまち☆こが2018」を開催し、市民を対象に人権啓発に取り組んだ。			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
	参加者数	870	942	857
	・開催日 : 12月9日(日)			
	・午前の講演 : 「私たちはなぜ生まれてきたのか？」講師:ドリアン助川氏(作家)			
	3. 人権啓発事業			
	○ ① 人権の花運動を実施し、児童の人権意識向上を図った。(古賀東、青柳、千鳥の3小学校)			
② インターネット上のサイトにおいて、人権侵害や差別書き込み等がないか、適時サイバーパトロールを実施した。				
4. 人権・同和教育事業(各団体人権研修事業)				
○ 市内の行政機関や団体等を所管する部署が実施する人権・同和问题研修を支援した。(市内建設業者等、行政区長会、市農業委員会、民生委員・児童委員)				
5. 人権尊重啓発事業(人権尊重推進委員会事務局事務)				
○ 古賀市人権尊重推進委員会全体会を全3回開催。12月の人権尊重週間にむけて、第1部会から第4部会がそれぞれの取組を進めるにあたり、事務局として各部会との連絡調整を行い、人権尊重週間に「いのち輝くまち☆こが2018」を開催した。				
第1部会 : 小・中・高・特別支援学校・市民から募集した人権作文・ポスター等を集約。				
第2部会 : 「いのち輝くまち☆こが」の企画・運営。				
第3部会 : 人権啓発冊子(人権カレンダー)の作成・配布。				
第4部会 : 横断幕設置、啓発放送、人権ミニコンサートなど、啓発活動の企画・実施。				
6. 同和问题啓発事業(同和問題を考える市民のつどい事業)				
○ 平成30年度の第38回古賀市「同和問題を考える市民のつどい」は、九州豪雨のため中止。				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
参加者数	541	517	中止	
7. 人権教育研究事業(「同和」教育研究大会事業)				
○ 「いのち輝くまち☆こが2018」午後の部において、2つの分科会及び特別講座を実施した。				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
参加者数	346	341	292	
8. 次世代人権リーダー育成事業				
○ 次世代人権リーダー育成を目的に、市広報紙をはじめ市内2つの高校などを通じて事業参加者を募集し、部落解放全国高校生集会へ1名の高校生が参加した。				

【平成30年度に実施した事業】

<p>主な事業内容(統)</p>	<p>9. 人権教育・啓発情報発信事業 ○ 7月の「同和問題啓発強調月間」と12月の「人権尊重週間」において、人権啓発パネル展示を行った。 7月(1日～31日) 啓発パネル「絵本から見る同和問題」 12月(4日～10日) 世界人権宣言70周年記念「世界人権宣言パネル展示」 人権尊重選考作品(ポスター・標語・作文)</p>
<p>事業の成果・評価・課題</p>	<p>1. 【成果・評価】(人権教育事業) ○ 糟屋地区社同担会議では、毎年度設定する研究課題に取り組むとともに、糟屋地区1市7町での人権のまちづくりについて、各地の取組に学ぶことができた。</p> <p>2. 【成果・評価】(人権を尊重する市民の集い事業) ○ 「いのち輝くまち☆こが2018」については、全体会の講演内容に合わせ、映画「あん」の上映も実施したことで、より深く人権について考え、学ぶ機会となった。</p> <p>3. 【成果・評価】(人権啓発事業) ○ 人権擁護委員による人権の花運動では、いのちの大切さや、お互いが協力し合うことを学ぶことができ、フェスタ等において、風船に児童の思いとヒマワリの種を添えて飛ばすことができ、児童の人権意識向上につながった。</p> <p>4. 【成果・評価】(人権・同和教育事業) ○ 庁内の関係部署と連携し、古賀市の建設業者や行政区長、農業委員、民生・児童委員に対する人権・同和問題研修を実施したことで、受講者の人権意識の向上につながった。</p> <p>5. 【成果・評価】(人権尊重推進委員会事務局事務) ○ 全体会にて、古賀市人権尊重推進委員会の目的や事業内容について意思統一を図り、全体会終了後各部会に分かれ、事業内容を確認することができた。また、全体会開催前には、市役所各課正副事務局が、前年度の課題克服を含め綿密な引継ぎを行うことができた。</p> <p>6. 【成果・評価】(同和問題を考える市民のつどい事業) ○ 市民が正しく同和問題を理解する機会として「同和問題を考える市民のつどい」を開催する予定だったが、九州豪雨のため中止とした。同和問題啓発強調月間中には市内商業施設等やJR3駅での街頭啓発、市内17箇所への横断幕掲示は実施した。 【課題】 ● 部落差別解消推進法の成立を受け、さらなる同和問題の解決に向けた取組が必要である。</p> <p>7. 【成果・評価】(「同和」教育研究大会事業) ○ 12月の「いのち輝くまち☆こが」午後の部として、特別講座を設定したことで、同和問題を正しく理解する機会を提供することができた。 講師 農中茂徳氏 演題「消えた風景からの学び」</p> <p>8. 【成果・評価】(次世代人権リーダー育成事業) ○ 1名の高校生が全国高校生集会へ参加し、同世代との交流や学びをとおして、豊かな人権感覚を養う機会を提供することができた。 【課題】 ● 29年度から実施している、古賀市独自の人権フィールドワークへの参加希望がなかったため、内容や周知方法を改善していく必要がある。</p> <p>9. 【成果・評価】(人権教育・啓発情報発信事業) ○ 「いのち輝くまち☆こが2018」において、世界人権宣言70周年を記念してのパネルや人権標語等を展示し、人権意識高揚のための環境づくりに取り組んだ。 【課題】 ● 7月の「同和問題啓発強調月間」及び12月の「人権尊重週間」に合わせた展示物等については、より啓発効果が高まるように、アイデアや工夫を凝らす必要がある。 ● 市広報紙等をさらに活用した人権情報の発信手法について、検討していく必要がある。</p>
<p>【令和元年度の事業計画】</p>	
<p>方向性</p>	<p>○ 同和問題啓発強調月間及び人権尊重週間については、その趣旨や目的を踏まえたうえで企画・運営等十分協議し、継続して取り組む。また、さまざまな人権教育・啓発事業に取り組むにあたっては、庁内各部署及び関係機関・団体等とのさらなる連携を図り充実させていく。</p>
<p>計画</p>	<p>○ 7月には「同和問題を考える市民のつどい」、12月には「いのち輝くまち☆こが2018」を開催する。人権の花運動をはじめ市民の人権意識がさらに高まるよう、工夫を凝らした事業を企画・実施していく。</p>

部	担当課
保健福祉部	隣保館

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10				人権課題	教育・啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	7	1	2	1	人権教育・啓発事業	68
個別計画						
基本事業の概要	すべての市民の人権が守られるまちをめざし、人権問題・平和・異文化などを主軸に据えた学習の場を地域交流の中に設け、参加者の人権意識向上へつなげる。					
基本事業を構成する細事業	1 地域人権啓発事業					
	①じんけん平和教室		②ひだまりパスポート		③ひだまり異文化講座	
	④よかよか広場		⑤ひだまり館まつり			

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	1.地域人権啓発事業													
	① じんけん平和教室(6日間) 戦争や原爆の悲惨さを学び、平和や命の大切さなど人権について考える事業として、小学生を対象に実施した。													
	7月 30日 開講式 学習の目的やスケジュールに関するオリエンテーション 8月 1日 福岡市博物館、福岡市戦跡フィールドワーク 8月 3日 福岡市フィールドワークまとめ 8月 6日 長崎市フィールドワーク事前学習 8月 9日 長崎市フィールドワーク。原爆投下時刻(11:02)、爆心地近くの浦上地域慰霊祭に参加。慰霊祭終了後地域代表者からの講話。稲佐山頂上から爆心地の確認。原爆資料館を見学。 8月 16日 長崎フィールドワークまとめ・閉講式													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者数</td> <td>34</td> <td>34</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	参加者数	34	34	30					
		平成28年度	平成29年度	平成30年度										
参加者数	34	34	30											
② ひだまりパスポート(子ども向け異文化交流:5日間) ・市内小学校から参加者を募り、福岡国際交流センターを通じ、日本在住の外国籍の方や、外国でのボランティア経験者等を講師に招き、その国の母国語・文化・歴史・食等をアクティビティなどを交え学ぶ教室を開催した。生活や文化の違いを知ることで、国際的人権感覚の高揚につながった。														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">参加者数</td> <td>1～3年生</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>4～6年生</td> <td>27</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>			平成28年度	平成29年度	平成30年度	参加者数	1～3年生	30	30	47	4～6年生	27	30	30
		平成28年度	平成29年度	平成30年度										
参加者数	1～3年生	30	30	47										
	4～6年生	27	30	30										
③ ひだまり異文化講座(高校生以上を対象とした異文化交流) ・これまで韓国文化講座として開催してきたが、近年、古賀市でも多くの外国人が在住・就労する姿が見られることから、韓国に限定せず多くの国のことを学べる形式に変更した。 ・市広報紙で、古賀市在住又は古賀市に通勤通学されている高校生以上の方を対象に受講生を募り、他国の文化や歴史等について、人権の視点をふまえ学習した。(5回実施)														
④ よかよか広場(3集会所×各17回、全体会3回) ・隣保館及び2集会所で、音楽活動や物づくりをとおり、高齢者の介護予防を含めた交流を行った。介護予防等の健康づくりという点だけでなく、交流を通しての人権意識の高揚につながるよう実施した。 参加者:83名(実人数)														
⑤ ひだまり館まつり(地域交流会)開催 ・隣保事業に関する紹介や事業参加者による1年間の活動発表 ・「よかよか広場」音楽講師によるロビーコンサート。 ・消費生活センター相談員による詐欺被害防止のための講話。 ・「スタンドアローン支援事業」の卒業生による食品ブース出店。														
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひだまり館まつり参加者</td> <td>140</td> <td>120</td> <td>120</td> </tr> </tbody> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	ひだまり館まつり参加者	140	120	120						
	平成28年度	平成29年度	平成30年度											
ひだまり館まつり参加者	140	120	120											

事業の成果・評価・課題	<p>① じんけん平和教室</p> <p>【成果・評価】</p> <p>○ 平成28年度から事業日数を1日増やしたことで、フィールドワークの事前・事後学習を充実して行えるようになった。</p> <p>【課題】</p> <p>● 参加者が1年生から6年生と年齢差もあるため、事業内容の理解度に差が出てしまうことから、学年(年齢)にあった事業の進め方を検討する必要がある。</p>
	<p>② ひだまりパスポート</p> <p>【成果・評価】</p> <p>○ 古賀市のALTの先生にも講師として関わってもらえたことで、参加した子どもたちも事業の雰囲気に入りやすい環境となった。</p> <p>【課題】</p> <p>● 講師が外国の方であることもあり、人権を主軸に据えた事業であるということを講師自身に伝える難しもあったため、事業の目的が子どもたちにしっかり伝わるよう、さらに工夫していく必要がある。</p>
	<p>③ ひだまり異文化講座</p> <p>【成果・評価】</p> <p>○ さまざまな国の講師を招き、参加者からも活発に質問が出され、国際的人権感覚の高揚につながられた。</p> <p>【課題】</p> <p>● 講師が、古賀市との関りが少なかったため、古賀市在住又は古賀市で勤務されている外国人と交流が持てるようにすることで、異文化をより身近に感じることができ、国際的人権感覚の高揚へつながられる。</p>
	<p>④ よかよか広場</p> <p>【成果・評価】</p> <p>○ 「もの作りサロン」を取り入れるとともに、体を動かす「健康教室」を増やしたことで、参加者の笑顔も増え、介護予防にもつながった。</p> <p>○ 隣保館及び各集会所周辺住民が交流することで人権意識の向上へつながっている。</p> <p>【課題】</p> <p>● よかよか広場の参加対象としている各地域(隣保館及び各集会所周辺)において、さらに多くの住民が交流できるような企画を検討する必要がある。</p>
	<p>⑤ ひだまり館まつり</p> <p>【成果・評価】</p> <p>○ 隣保館(隣保事業)の紹介を行うことで、隣保館設置目的や事業について知ってもらう機会となった。</p> <p>○ 日頃から隣保事業に関わる方たちの地域交流の場となるとともに、新たな市民の方との出会いの場となった。</p> <p>○ スタンドアローン支援事業の卒業生も参加するなど、事業と事業をつなぐ場となった。</p> <p>【課題】</p> <p>● 内容について、更に工夫することで参加者増を図る必要がある。</p>

【令和元年度の事業計画】

方向性	○ 人権・同和問題の解決を主軸に据えた交流事業の中で、更なる人権意識の向上を図る。
計画	<p>○ 地域交流、国際交流、じんけん平和教室を柱に実施する。</p> <p>○ 異文化教室(高校生以上対象)については、さらに国際的人権感覚が高揚するよう、古賀市に関りが深い講師を招くことができるよう検討していく。</p> <p>○ 「ひだまり館まつり」については、30年度の課題をふまえ、更なる内容の検討を行う。</p>

部	担当課
建設産業部	商工政策課

個別の人権問題	1・2・5・6				人権課題	啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	7	1	2	1	人権教育・啓発事業	68
個別計画						
基本事業の概要	企業内人権・同和問題研修推進員会議の参加企業を対象に、研修会を開催するとともに、関係団体が開催する研修会及び啓発活動へ積極的に参加する。					
基本事業を構成する細事業	1 企業内同和問題教育事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 企業内同和問題教育事業(実績)				
	6月 20日	企同推総会 26人出席	【平成29年度: 28人】		
	7月 6日	同和問題啓発強調月間街頭啓発			
	7月 7日	第38回古賀市同和問題を考える市民のつどい(悪天候の為中止)			
	8月 9日	全体研修「セクハラ、パワハラ～なぜ職場は壊れるのか」			
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
		参加者数	13	14	19
	12月 2日	人権尊重週間街頭啓発			
	12月 9日	いのち輝くまち☆こが2018への参加			
	2月 14日	全体研修「同和問題と企業の社会的責任」			
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
		参加者数	19	30	18
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】				
	○ 今年度は、ハラスメントや企業の社会的責任(CSR)について研修を実施した。研修をとおして職場や社会でいかに組織運営を行うべきかについて学ぶことができた。				
	○ 年2回実施する全体研修のテーマを複数組み合わせるなど工夫することで、受講者の研修意欲を向上させることができ、人権意識の向上を図ることができた。				
	○ 企業内人権・同和問題研修推進員会議の加入数を増やすため商工会に加入する約1,050社にチラシを配布した。				
	【課題】				
	● 今後も企業内人権・同和問題研修推進員会議への加入数の増加及び研修参加者の増加を図る必要がある。				

【令和元年度の事業計画】

方向性	○ これまで同様に企業内の人権に対する理解を深める。
計画	○ 企業相互、関係機関や団体と連携を図りながら、さまざまな人権問題をテーマとした研修を計画的に実施していく。 ○ また、企業内人権・同和問題研修推進員会議への加入数の増加及び研修参加者の増加に努める。

部	担当課(1130)	(R元)
建設産業部	農林振興課	商工政策課

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10				人権課題	教育・啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	7	1	2	1	人権教育・啓発事業	68
個別計画	古賀市人権施策基本指針					
基本事業の概要	市内の建設業者・企同推加入業者・宅建業者・市職員を対象とした研修会の実施。					
基本事業を構成する細事業	1 建設業者等「同和」問題研修会					
	※ 本事業については、第4次古賀市総合振興計画に位置づけはないが、「同和」問題解決のための事業の趣旨を踏まえ、また「同和」問題を正しく理解するために始まった経緯がある。本市の建設産業部において、毎年所管課を交代しながら実施している研修事業である。					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○ 市内に事業所を置く建設業の事業主や従業員等を対象に、同和問題をはじめ、さまざまな人権問題について正しい理解と認識を深めるため「建設業者等「同和」問題研修会」を実施した。</p> <p>日時 平成30年8月9日(木)</p> <p>場所 古賀市役所501・502・503会議室</p> <p>内容 演題 「セクハラ、パワハラ～なぜ職場はこわれるのか～」 講師 馬場 周一郎氏 (福岡県同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に係る啓発・研修講師団講師)</p>																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者総数</td> <td>67</td> <td>79</td> <td>73</td> </tr> <tr> <td> 建設業者</td> <td>23</td> <td>28</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td> 企同推</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td> 宅建業者</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td> 市職員</td> <td>25</td> <td>33</td> <td>31</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 【アンケート回答のまとめ】回答:46名</p> <p>◆ 講演内容の理解</p> <table> <tr> <td>よくわかった</td> <td>26名</td> </tr> <tr> <td>おおむねわかった</td> <td>17名</td> </tr> <tr> <td>よくわからなかった</td> <td>3名</td> </tr> </table> <p>◆ 受講後の感想(抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業内でパワハラやセクハラが起きている具体的な話を聞いて、自分の認識が甘かったと感じました。 ・ セクハラやパワハラだけでなく、企業の倫理や男女の人権問題の話もあり参考になった。 ・ パワハラと指導が大きく違う事がわかった。 		平成28年度	平成29年度	平成30年度	参加者総数	67	79	73	建設業者	23	28	21	企同推	13	14	19	宅建業者	6	4	2	市職員	25	33	31	よくわかった	26名	おおむねわかった	17名	よくわからなかった
	平成28年度	平成29年度	平成30年度																											
参加者総数	67	79	73																											
建設業者	23	28	21																											
企同推	13	14	19																											
宅建業者	6	4	2																											
市職員	25	33	31																											
よくわかった	26名																													
おおむねわかった	17名																													
よくわからなかった	3名																													
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○ パワハラやセクハラ具体的な事例や、それぞれが及ぼす影響を説明して頂いたことで、どのような言葉や態度がパワハラやセクハラに該当するのか参加者の理解を得ることができた。また、パワハラやセクハラについてだけでなく、男女差別問題や企業の倫理についても講演を頂き、参加者から好評であった。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● アンケートでは、本研修の構成を講演だけでなく、映画も交えてほしいと希望する参加者もあり、今後検討していく必要がある。 ● 宅建協会等の組合と連携して参加を呼びかけたが、参加者全体数を増やすことは出来なかったため、開催日や時間、場所等の見直しを検討する必要がある。 																													

【令和元年度の事業計画】

方向性	○ 市内に事業所を置く建設業者等を対象に、同和問題をはじめ、さまざまな人権問題について理解と認識を深めていく。(平成31年度の担当課:商工政策課)
計画	○ 市内の建設業者・企同推加入業者・宅建業者・市職員等を対象とした、研修会を実施する。

部	担当課
総務部	コミュニティ推進課

個別の人権問題	2				人権課題	啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	7	2	1	1	男女共同参画啓発事業	70
個別計画	第2次古賀市男女共同参画計画					
基本事業の概要	市民等を対象にさまざまな啓発活動を実施し、男女平等意識の向上を図る。					
基本事業を構成する細事業	1 男女共同参画啓発事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 古賀市男女共同参画フォーラム 男女共同参画に関する講演会や市民表彰等を行い、市民の意識向上を図り男女共同参画社会の実現に向け取り組んだ。(男女共同参画週間中に開催)												
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>425</td> <td>160</td> <td>150</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	参加者数	425	160	150				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度									
	参加者数	425	160	150									
	男女共同参画に関する講演会等を開催し、市民の意識向上を図った。												
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>実施回数</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>277</td> <td>162</td> <td>114</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	実施回数	3	3	4	参加者数	277	162	114
		平成28年度	平成29年度	平成30年度									
	実施回数	3	3	4									
	参加者数	277	162	114									
	○ デートDV講座 若い世代の男女間で起こっている交際相手からの暴力を防止するため市内の高等学校、大学で実施。												
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>実施回数</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>1,672</td> <td>890</td> <td>863</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	実施回数	2	2	2	参加者数	1,672	890	863	
	平成28年度	平成29年度	平成30年度										
実施回数	2	2	2										
参加者数	1,672	890	863										
○ まちづくり出前講座 市民の要望に応じ、市職員等を派遣し講座を開催した。 平成29年度からは、「男女で防災を考えよう！」をテーマに実施。													
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>実施回数</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>30</td> <td>70</td> <td>39</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	実施回数	2	4	2	参加者数	30	70	39	
	平成28年度	平成29年度	平成30年度										
実施回数	2	4	2										
参加者数	30	70	39										
○ 男女共同参画についての「標語(一行詩)」を募集した。 「標語(一行詩)」の最優秀賞5作品の表彰を行った。													
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>応募者数</td> <td>2,274</td> <td>2,839</td> <td>2,460</td> </tr> <tr> <td>応募作品数</td> <td>3,952</td> <td>4,869</td> <td>4,073</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	応募者数	2,274	2,839	2,460	応募作品数	3,952	4,869	4,073	
	平成28年度	平成29年度	平成30年度										
応募者数	2,274	2,839	2,460										
応募作品数	3,952	4,869	4,073										
○ 男女共同参画表彰「輝き☆KOGAびと」 企業・団体への表彰を行った。 企業賞:株式会社 西部技研 団体賞:古賀市少年の船の会													

事業 の 成果 ・ 評価 ・ 課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○ さまざまな関係機関や団体と連携し出前講座やセミナー等開催することにより、男女平等の意識の向上を図ることができた。</p> <p>【課題】</p> <p>● 今後も継続して、男女共同参画意識が高めるための効果的な啓発活動を行っていく必要がある。</p>
-------------------------------------	---

【令和元年度の事業計画】

方向性	○ 個人としてその能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざして、今後も継続しあらゆる機会を通して、啓発を行っていく。
計画	○ 関係機関や団体と緊密に連携しながら、出前講座やセミナー等を開催し、参加者の増加に努める。

様式①

部	担当課
総務部	コミュニティ推進課

個別の人権問題	2				人権課題	救済・啓発・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	7	2	2	1	男女共同参画推進事業	70
個別計画	第2次古賀市男女共同参画計画					
基本事業の概要	男女共同参画計画を効果的に推進する。					
基本事業を構成する細事業	1 男女共同参画リーダー育成事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○ 男女共同参画リーダー育成事業 男女平等参画社会の実現に向けた研修へ参加した。(市民)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </table>					平成28年度	平成29年度	平成30年度	参加者数	1	1	1
		平成28年度	平成29年度	平成30年度								
参加者数	1	1	1									
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○ 研修に参加することで、参加者の意識の向上と知識が深まり、時期リーダーとしての資質を高めることができた。</p> <p>【課題】</p> <p>● 引き続き、市広報紙等で市民への周知を実施していく。</p>											

【令和元年度の事業計画】

方向性	○ 第2次古賀市男女共同参画後期実施計画を確実に推進し、男女共同参画社会の実現をめざす。
計画	○ 市民ニーズを踏まえ男女共同参画に関する研修や講座を開催し、第2次古賀市男女共同参画後期実施計画を効果的に推進する。

部	担当課
保健福祉部	子育て支援課

個別の人権問題	2				人権課題	救済・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	7	2	3	1	DV対策事業	70
個別計画	男女共同参画計画					
基本事業の概要	DVに悩む対象者の相談等に応じることにより、権利の擁護と人権を保障する。					
基本事業を構成する細事業	1 DV対策事業					
	2 母子生活支援施設入所管理事業					
	3 DV等相談事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>1. DV対策事業</p> <p>○ DV相談者について、県保健福祉事務所等の関係機関と連携して適切な支援を行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談実人数</td> <td>24</td> <td>22</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>施設利用世帯数</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	相談実人数	24	22	14	施設利用世帯数	3	4	4
		平成28年度	平成29年度	平成30年度									
	相談実人数	24	22	14									
施設利用世帯数	3	4	4										
<p>2. 母子生活支援施設入所管理事業</p> <p>○ 母子生活支援施設への入所を必要とする母子を支援し、当該施設に対する措置費の支払い等の事務を行った。</p> <p>○ 母子生活支援施設入所者の自立に向けた支援を行った。</p>													
<p>3. DV等相談事業</p> <p>○ 女性の電話相談窓口の一つとして、NPO法人福岡ジェンダー研究所に委託して「こが女性ホットライン」を設置し、DVなどに悩む女性を対象とした権利の擁護と人権の保障に関する相談に応じた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>676</td> <td>711</td> <td>890</td> </tr> </tbody> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	相談件数	676	711	890					
	平成28年度	平成29年度	平成30年度										
相談件数	676	711	890										
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○ DVに悩む女性に対し、関係機関との緊密な連携により、適切な支援を行うことができた。</p> <p>○ 古賀市人権擁護委員による市内全中学校の3年生を対象としたデートDV防止教室を行い、若年層に対しても啓発することができた。</p> <p>【課題】</p> <p>● 引き続きDV対象者の情報を適切に管理し、関係機関との連携を密に行っていく必要がある。</p>												

【令和元年度の事業計画】

方向性	○ DV被害を受けた母子の福祉の増進を図るためには、重要な事業であり、今後も市民に対して事業の啓発を行う。
計画	○ DV被害者が安全で安心して生活ができるように、相談業務を充実させると共に、県の一時保護を支援し、必要に応じて母子生活支援施設への入所につなげていく。

部	担当課
総務部	コミュニティ推進課

個別の人権問題	2				人権課題	救済・啓発・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	7	2	4	1	女性の活躍推進支援事業	71
個別計画	第2次古賀市男女共同参画計画					
基本事業の概要	女性の職業生活における活躍を推進していく。					
基本事業を構成する細事業	1 女性の活躍推進支援事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 女性入門講座開催 起業に関心がある女性のための入門講座。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>参加者数(延)</td> <td>168</td> <td>96</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	実施回数	4	4	4	参加者数(延)	168	96	60
		平成28年度	平成29年度	平成30年度									
	実施回数	4	4	4									
参加者数(延)	168	96	60										
○ 女性起業カフェフォローアップセミナー開催 入門講座受講生のフォローアップ講座。													
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>13</td> <td>59</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	実施回数	1	3	3	参加者数	13	59	26	
	平成28年度	平成29年度	平成30年度										
実施回数	1	3	3										
参加者数	13	59	26										
事業の成果・評価・課題	○ 再就職応援セミナー開催 就労を希望する女性のための講座。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	実施回数	0	0	1	参加者数	0	0	6
		平成28年度	平成29年度	平成30年度									
	実施回数	0	0	1									
参加者数	0	0	6										
・ 女性活躍推進法の基本原則及び基本方針には、女性が育児・介護など多くの家庭的責任を担っている状況のもと、労働の場では男性を中心とした雇用慣行が維持され、その結果職業生活に男女の格差が生じている点が指摘されている。これらの状況を踏まえ、女性が就業生活で活躍できる環境整備の一つとして各セミナーを開催した。													
【成果・評価】 ○ 女性入門講座の受講者同士の交流も深まり、起業への思いを共有することで次なる一歩へ繋がった。													
【課題】 ● 女性が就業生活で活躍できる支援としてセミナーの開催を実施していく。													

【令和元年度の事業計画】

方向性	○ 第2次古賀市男女共同参画後期実施計画を確実に推進し、男女共同参画社会の実現をめざす。
計画	○ 女性の活躍推進を図るため、講座や再就職の支援を行い、第2次古賀市男女共同参画後期実施計画を効果的に推進する。

様式①

部	担当課
総務部	経営企画課

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10				人権課題	啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	7	4	2	1	広報事業	74
個別計画						
基本事業の概要	すべての市民と古賀市の情報を必要とする人に対し、市の広報媒体や報道機関を通じて情報を発信することで、必要な人が必要な情報を正確かつ速やかに得られるようにすることで知る権利を保障する。					
基本事業を構成する細事業	1 広報紙発行事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市広報紙である広報こが(毎月10日発行)及び行事予定表(毎月25日発行)を発行した。 ○ さまざまな人権にスポットをあてた記事を「ヒューマンライツ」と題して掲載した。 <ul style="list-style-type: none"> 5月 人権擁護委員 6月 同和問題啓発強調月間 7月 みんなの人権セミナー 8月 し尿処理施設から見える人権課題 9月 認知症から考える人権 10月 児童虐待の防止 11月 12月人権尊重週間の取組 12月 障がい者への虐待防止 1月 ひだまり館 2月 「LGBT」 3月 民族や国籍を越えて
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「広報こが」では、年11回「ヒューマンライツ」シリーズとしてさまざまな人権問題の啓発記事を掲載したことで、市民の人権意識向上に寄与できた。人権センターと連携し、掲載担当課を割り当てたことで、職員の意識向上にもつながった。 ○ 行事予定表では、古賀市人権尊重推進委員会から選考された人権標語を掲載し啓発することができた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「ヒューマンライツ」シリーズの掲載内容について、啓発効果が高まるよう人権センターを中心に部局間の連携をさらに深めていく必要がある。

【令和元年度の事業計画】

方向性	○ 人権問題をテーマとし、幅広い分野の「ヒューマンライツ」を計画的に掲載する。
計画	○ 人権センター及び各担当課と連携を取りながら、広報こがにおいてヒューマンライツを含む人権啓発記事を年12回を目標に掲載する。

部	担当課
総務部	経営企画課

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	7	4	2	2	広聴事業	74
個別計画						
基本事業の概要	市民からの市政に関することをはじめ、日常生活上の相談・苦情・要望等を受付、市民が抱える諸問題の解決を図る。					
基本事業を構成する細事業	1 広聴事業					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	○ なんでもきくコーナー相談(窓口対面、電話)								
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>相談件数</td> <td>122</td> <td>167</td> <td>179</td> </tr> </table> <p>※28年度以降は5分以上の窓口・電話対応を集計</p>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	相談件数	122	167	179
		平成28年度	平成29年度	平成30年度					
	相談件数	122	167	179					
○ 市民からの相談(目安箱・メール・手紙)									
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>相談件数</td> <td>24</td> <td>50</td> <td>148</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	相談件数	24	50	148	
	平成28年度	平成29年度	平成30年度						
相談件数	24	50	148						
事業の成果・評価・課題	○ 無料法律相談の紹介(紹介状交付件数235件・古賀市隣保館での交付件数を含む)								
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>相談件数</td> <td>186</td> <td>178</td> <td>185</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	相談件数	186	178	185
		平成28年度	平成29年度	平成30年度					
	相談件数	186	178	185					
<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 庁舎内になんでもきくコーナーを設け、窓口や電話で市民からのさまざまな相談に応じ、問題等の解決につなげることができた。 ○ 市民からの手紙やメールに対しては、関係する所管につなぎ、個別に回答することで、問題等の解決につなげることができた。 ○ 無料法律相談の紹介状を交付することで市民の利便性向上を図ることができた。 <p>◎ 以上のようなサービス提供により市民が抱える問題の解消の一助となった。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 増加するメールによる相談に対する迅速かつ適切な対応策について検討する必要がある。 ● 生活困窮や相続問題など、高齢化に伴う相談が増えている。また、要因が複合する複雑な相談も多いことから、これまで以上に関係部署が横断的に連携し対応する必要がある。 									

【令和元年度の事業計画】

方向性	○ なんでもきくコーナーには、市職員退職者3人を再任用配置し、豊富な経験と知識を生かし、関係課と連携しながら多岐にわたる市民からの相談に対応していく。
計画	○ 本事業は、人権施策基本指針に基づくさまざまな人権問題等の解決につながることから、継続実施していく。

部	担当課
総務部	人事課

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	7	5	2	9	人材育成事務	76
個別計画	古賀市人材育成基本方針					
基本事業の概要	人材育成基本方針に基づき「期待される職員」を育成するため、PDCAサイクルの手法を取り入れたOJTを中心とする職員研修制度や職務遂行上の業績、意識姿勢、能力を評価する人事評価制度などの実施により、職員のモチベーションと資質の向上を図ることで、市民の福祉の向上につなげる施策を遂行する。					
基本事業を構成する細事業	1 職員研修管理事務					

【平成30年度に実施した事業】

主 な 事 業 内 容	○ 人権問題研修実施。(任期付、嘱託、臨時職員含む)															
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>前期参加者数</td> <td>394</td> <td>397</td> <td>406</td> </tr> <tr> <td>後期参加者数</td> <td>398</td> <td>390</td> <td>394</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	前期参加者数	394	397	406	後期参加者数	398	390	394			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度												
	前期参加者数	394	397	406												
	後期参加者数	398	390	394												
	・人権問題研修(新規採用職員・前年度未受講者)															
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>15</td> <td>17</td> <td>26</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	参加者数	15	17	26							
		平成28年度	平成29年度	平成30年度												
	参加者数	15	17	26												
	・人権問題派遣研修															
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>33</td> <td>74</td> <td>61</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	参加者数	33	74	61							
		平成28年度	平成29年度	平成30年度												
	参加者数	33	74	61												
	・人権尊重推進委員会第3部会研修															
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>14</td> <td>16</td> <td>18</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	参加者数	14	16	18							
	平成28年度	平成29年度	平成30年度													
参加者数	14	16	18													
・市町村職員研修所新規採用職員研修																
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>前期参加者数</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>後期参加者数</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>10</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	前期参加者数	7	5	10	後期参加者数	7	5	10				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度													
前期参加者数	7	5	10													
後期参加者数	7	5	10													
・市町村職員研修所第1部研修																
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>一般職員研修※</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>新任係長研修</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>新任課長研修</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	一般職員研修※	8	8	10	新任係長研修	8	5	7	新任課長研修	3	5	4
	平成28年度	平成29年度	平成30年度													
一般職員研修※	8	8	10													
新任係長研修	8	5	7													
新任課長研修	3	5	4													
※一般職員研修は、平成28年度まで第1部研修、第2部研修として計上していたもの。 (平成29年度から第1部研修、第2部研修が統合された。)																
・認知症サポーター研修																
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>21</td> <td>16</td> <td>22</td> </tr> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	参加者数	21	16	22								
	平成28年度	平成29年度	平成30年度													
参加者数	21	16	22													

<p>事業の成果・評価・課題</p>	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 前期人権問題研修は、平成30年度に作成した古賀市職員同和問題研修テキストを使用して、古賀市における同和問題の歴史と課題をテーマに、後期では、「身近な生活を通して差別意識を考えよう」を共通テーマに、各職場ごとに討議形式による研修を実施したことで、職員の人権意識向上が図れた。 ○ 各階層別研修等を通じて、職員の更なる人権意識の高揚を図るとともに、職員が人権問題解決に向け先導的な役割を果たすための資質を高めることができた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 職員の人権意識の高揚とあわせ、職員が人権問題解決に向け先導的な役割を果たせるよう、職員人権研修企画推進委員会において効果的な研修に向けた企画内容の検討、点検を行い、さらなる職員の資質の向上を図る必要がある。
--------------------	--

【令和元年度の事業計画】

<p>方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員は、指針の基本理念を踏まえつつ、更に人権感覚を養い、人権尊重の視点をもって仕事に取り組む姿勢が求められていることや、「市民意識調査」により示された課題に対して、解決に向けた取組を行ううえで職員研修が重要であることを踏まえ、職員人権問題研修事業にあつては、職員人権研修企画推進委員会において研修の体系や業務の視点から研修計画を点検し、推進していく。
<p>計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員人権研修企画推進委員会において、職員の人権意識の高揚に結びつくよう研修計画を立てていく。

部	担当課
市民部	市民国保課

個別の人権問題	1・2・3・4・6				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	7	5	11	14	住民情報管理事務	76
個別計画						
基本事業の概要	住民基本台帳事務、印鑑登録事務、戸籍事務、諸証明関係事務を適正に行う。					
基本事業を構成する細事業	1 住民基本台帳管理事務					

【平成30年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○ 事前に登録した人の住民票の写し等を第三者に交付した場合、及び事前登録の有無にかかわらず不正取得の事実が明らかになった場合に、本人へ通知する制度を継続実施した。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度末</td> <td>平成29年度末</td> <td>平成30年度末</td> </tr> <tr> <td>登録者数</td> <td>167</td> <td>178</td> <td>180</td> </tr> </table> <p>○ 本人通知制度の事前登録は3年ごとの更新手続きが必要であったが、市民の利便性向上と登録者数の増加を図るため、登録期限を廃止した。(平成31年4月1日施行)</p>		平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	登録者数	167	178	180
		平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末					
登録者数	167	178	180						
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○ 本人通知制度があることにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害の抑止及び防止につながっている。</p> <p>【課題】</p> <p>● 本人通知制度の継続した周知が必要である。</p>								

【平成31年度の事業計画】

方向性	○ 本人通知制度を継続して実施する。
計画	○ 本人通知制度をより多くの市民に知ってもらうため、市広報紙及び市公式ホームページへの掲載、出前講座の実施等を行う。

2019(令和元)年度 第4次古賀市総合振興計画に基づく政策体系図

基本目標	政策	施策	基本事業
			1 活気とにぎわいあふれるまちづくり
		1 農林業の振興	3 農業者・団体の育成・支援
			2 農業者育成事業
			2 自然を大切にし環境にやさしいまちづくり
		1 環境の保全	2 身近な環境の保全・美化
			3 し尿処理事業
			3 こころ豊かに学び続ける人が育つまちづくり
		1 学校教育の充実	1 学力・体力の向上
			2 外国語教育促進事業
			3 小学校学力向上事業
			4 中学校学力向上事業
		2 学習環境の充実	4 児童生徒安全確保事業
			5 児童生徒生活環境改善事業
			6 不登校児童生徒学校生活適応支援事業
			7 小学校運営管理事務
			8 中学校運営管理事務
			11 小学校心の相談事業
			12 中学校心の相談事業
			13 小学校就学支援事業
			14 中学校就学支援事業
			15 小学校学習環境づくり支援事業
			16 中学校学習環境づくり支援事業
			19 進学支援事業
		6 特別支援教育の推進	1 特別支援教育事業
		2 社会教育の振興	1 社会教育環境の充実
			1 社会教育推進事業
		3 家庭や地域の教育力向上	1 家庭・地域教育支援事業
		3 青少年の健全育成	1 青少年問題対策の強化
			2 青少年健全育成啓発事業

2019(令和元)年度 第4次古賀市総合振興計画に基づく政策体系図

基本 目標	政 策	施 策	基本事業		
3	こころ豊かに学び続ける人が育つまちづくり	3	青少年の健全育成		
		1	青少年問題対策の強化		
		6	子ども居場所づくり事業		
		8	青少年相談事業		
		9	青少年活動支援事業		
		10	青少年活動推進事業		
		5	安全で安心して暮らせるまちづくり	3	交通安全の推進
				2	交通安全施設の充実
				1	交通安全施設整備事業
				6	すこやかで元気あふれるまちづくり
6	すこやかで元気あふれるまちづくり	3	保健・医療の充実		
		1	母子保健の推進		
		1	妊娠期保健事業		
		4	子育て支援の充実		
		1	子育て環境の充実		
		1	子ども発達支援事業		
		2	子育て支援事業		
		4	乳幼児親子交流推進事業		
		6	子育て家庭訪問事業		
		8	育児力向上事業		
		2	幼児教育・保育サービスの充実		
		1	保育所地域活動推進事業		
		3	生活支援・経済的支援の充実		
		1	ひとり親家庭等自立支援事業		
		4	児童虐待防止の強化		
		1	児童権利擁護事業		
		5	高齢者福祉の推進		
		1	介護予防と自立した日常生活の支援		
		4	高齢者社会参画支援事業		
		2	地域における生活支援の推進		
		1	高齢者包括支援事業		
		3	高齢者在宅生活支援事業		
		6	障がい者福祉の推進		
1	生活支援の推進				
3	障害者相談支援事業				

2019(令和元)年度 第4次古賀市総合振興計画に基づく政策体系図

基本 目標	政 策	施 策	基 本 事 業
			6 すこやかで元気あふれるまちづくり
			6 障がい者福祉の推進
			2 社会参加の支援
			3 障害者社会参加支援事業
			7 生活支援の充実
			1 生活トラブル防止・解決の支援
			1 生活相談事業
			2 就労の支援
			1 就労支援事業
			2 学童保育所保育事業
			4 自殺予防の推進
			1 心の健康づくり啓発事業
			7 互いに認めあいみんなで作るまちづくり
			1 人権のまちづくりの推進
			1 人権のまちづくり環境の充実
			2 人権団体活動支援事業
			5 隣保事業推進事業
7 人権相談事業			
2 人権意識の向上			
1 人権教育・啓発事業			
2 男女共同参画社会の確立			
1 男女共同参画意識の向上			
1 男女共同参画啓発事業			
2 男女共同参画推進環境の充実			
1 男女共同参画推進事業			
3 配偶者等からの暴力根絶			
1 DV対策事業			
4 女性の活躍推進			
1 女性の活躍推進支援事業			
4 開かれた市政の推進			
2 広報・広聴の充実			
1 広報事業			
2 広聴事業			
5 適正な行財政運営の推進			
2 行政機能の向上			
9 人材育成事務			
11 行政事務の管理			
14 住民情報管理事務			

古賀市人権施策基本指針に基づく実施計画

2019年度(令和元年度)

発行 古賀市市民部人権センター

〒 811-3192 福岡県古賀市駅東1丁目1番1号

TEL 092(942)1128 FAX 092(942)1286

E-mail jinken@city.koga.fukuoka.jp